

両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森井忠良君。

○森井委員 去る百一国会から本法案の審議は始まったわけでございますけれども、どうも私は、今もって、この法案が成立をいたしますとこれだけのいいのだから、相当な不安を感じておるわけでございます。審議を詰めれば詰めるほどなお問題が多く出てくるという今までの審議経過からいいますと、そういう感じがしてなりません。

例えて言いますと、基礎年金であります。我が党は、かねてから御案内いたしておりますように、基本年金構想というのを提出しております。財源につきましては、社会保障制度審議会の建議を参考にしたしましてつくったものであります。我が党の基本年金、単身者六万円、そして夫婦十万円という形にしておりますが、例えば単身者六万円につきましても、私どもは最低保障年金であります。六万円以下の人はいない、そういう形になっております。それに対して、政府案は最高が五万円なんです。最高が五万円でありまして、五万円以下の人がいっぱいあるわけでございます。

そういう意味で、厚生省は、我が党の基本年金と厚生省案の基礎年金と違いについて今御指摘を申し上げておるわけですが、先ほど申し上げましたとおり基礎年金は最低保障年金に値しない、最高が五万円という形である、相当な虫食いがあると思うわけでありまして、本法案が実施に移された場合に、本当に五万円もらえる人は一体何人あるのか、何%ぐらいなのか、見通しについてお伺いをしたいと思うわけでありまして。

○吉原政府委員 確かに、私どもの改正案では四十年納めた方に月額五万円でございます。四十年納め得なかつた方につきましては、年金額が五万円より少なくなるといふことは事実でございます。それでは、五万円に満たない、あるいは四十年納められない人がどのぐらいいるかというその辺の推計といひますか見込み、これは率直に言ひ

まして大変難しいことでございます。私が今、大体何%ぐらい、あるいは何割ぐらいがそういう人になるというところは、明確にお答えできないわけでございますけれども、現在の保険料免除の数、あるいはいろいろ御質問もございました保険料を納めておられない方の現時点での割合といひますか数から推計いたしまして、それは大きな数字にはならないだろう、あるいはそれは樂觀的だとおしかりを受けるかもしれないが、私はそんな感じを持っておりますわけでございます。

○森井委員 保険料というのは、確かに全国民強制加入になるわけですから、納めなくても罰則があります。納めなければ納めないでそのまま通るのですね。現に今の国民年金がそうです。今もってまだ無年金者がおる。ちゃんと申請免除の方もいますけれども、黙って納めないという人がおる。あるいは加入して、黙って滞納してそのままになっておる人、この数は今吉原局長お答えのとおりであります。学生はどうですか。学生も相当数に上る。それから失業者は今何人ありますか。少なくとも百六十万人から二百万人ぐらいの失業者が現実にある。これは統計上でも明らかであります。いづれをとってみても、全部これは脱落の予定者なんです。少なくとも、九々四十年掛けることができるかどうかというところになります。やはり難しい方が相当ある。ですから局長、そういう意味ではあなたの御答弁はまことに不謹慎だと私は思うのです。全国民に漏れなく基礎年金を導入する、こうなっておるわけでしょう。ですから、そうしますと脱落者が予定できるような法案を出すということは不謹慎じゃないですか。

○吉原政府委員 その脱落するといひますか無年金になる事情といひますか、理由が一体どういうことなのかだろうと思ひますけれども、免除を受ける方につきましては、金額はともかく、三分の一の国庫負担分の年金はつくわけでございます。やはり厚生年金のような被用者年金と違ひまして、給料から保険料を自動的に天引きといひます

か、徴収されるという仕組みでないところに国民年金の運営の難しさがあるわけでございます。やはり私どもの行政努力、それから国民の方々のこの制度への参加とか理解ということが私は基本的に一番大事なことだと思ひますので、そういう面につきましては最大限の努力をいたしたいと思ひます。例えば海外に行つておられた期間なんかも資格期間の中には算入をするということにいたしておりますので、制度的に脱落が出るあるいは無年金が出るというようなことは、少なくとも今度の改正においてはほとんど皆無にしたというふうな思ひついでございます。繰り返すにようになりますけれども、あとはもう私どもの行政努力と国民の方々の自主的な御理解、御協力、御参加というものをお願いしたいと思ひついでございます。

○森井委員 先ほど学生の話をしましたね。私も制度審の委員ですけれども、最初にこの法案が制度審にかかりましたときに真つ先に発言があつたのは、学者先生の委員の御発言でありました。自分のところの研究室にはたくさん無給の大学院生あるいは助手というんですか助手というんですか、要するに給料のもらえない人がおる、しかも年々もう大抵二七、八になつていくというわけです。短大は別にいたしまして、一般的には四年制大学の大学生というのは全部入れないことになる。いやそれは六十を超えてさらに任意加入すればいいじゃないか、そして不足を補へばいいじゃないかという理屈もあるかもしれないが、二十五を超えた大学生というのはどれくらいいると思ひますか。これは明らかにしていただきたいと思ひます。相当に明るいですよ。明らかに五万円ももらえない人がたくさんある。まず、そういう学生等についてお答えをいただきたい。

○吉原政府委員 二十歳から二十四歳までの学生数は約百五十六万人といふことでございます。二十歳以上の学生の方は約十万人おられるものと推計をいたしております。こういふ学生の方の適用問題につきまして

は、私ども問題意識も持っておりますし、御指摘のような問題、私どもも同様な認識を持っておりますので、この制度実施後におきまして今後の宿題として検討させていただきたい、こう思つておるわけでございます。

○森井委員 今後の宿題と言へますが、これは難しいですよ。なぜならば、アルバイトしておる学生もおるかもしれないが、基本的には無収入です。そして、今度の改正案のように、無業の妻なら夫が標準報酬の中から払うという方法はあります。しかし学生の場合は、まさか自分の親の収入から掛けるというわけにはいかないという問題が当然出てまいります。学費で親のすねをかじり、さらに保険料ですすねをかじるといふのはなかなかできない。しかも安い金額じゃないですよ。再来年の四月から六千八百円、やがて一万三千円になるという代物です。学費の上にそれは積めない。私は、今は亡き山口新一郎前年金局長をよく知つております。非常に熱心な方でした。そういう意味で個人的には山口さんの遺志は生かしてあげたい、心からそう願つております。しかし、生かす以上これは何ともしないものを、しかも国民が納得できるものという気があるわけでございます。この認識には恐らく御異論はなからうと思ひます。ただ、やってみますと、五万円、五万円とおっしゃるけれども、これは最高であつて、もらえない人がこれだけおる。

片をつけておきたいと思ひますが、学生についてはこれから研究するとおっしゃいますけれども、法律はできたらもうひとり歩きをいたします。いつまでに検討なさるのか、これは明確にしたいでございます。

それから関連をいたしまして、これは我が党の多賀谷委員からも既に指摘があつたところでありますけれども、障害年金について明らかに二十歳未満ながら当然のことであるが、今度は障害基礎年金の対象者になるわけでありまして、同じような形態で保険料を払ふことはできないが、

しかし学生中に障害者になるという事はあり得るわけでありませう。数字を持っていないでしよう、何人ぐらいおるか。私は障害者の皆さんの団体に聞きましたが、一生懸命調べられたらしいですが、当面五、六千人は学生の中で障害者があるということが明らかにされております。これの救済をどうするのか。これはすぐできるでしょう、学生の障害者の救済というぐらゐのことは。第一、二十歳未満の人が今度は保険料を掛けていなくても障害基礎年金がもらえるわけでありませうから、当然それと同じ延長線にある学生についても適用すべきだと思ふのです。

この二点についてお答えをいただきたいと思ふのです。

○吉原政府委員 制度を考える場合にどこで線を区切るかというのは大変難しいことでございまして、確かに二十歳前のもこれからはもう障害基礎年金が支給される、その対象になったわけではございますが、学生をその延長線上として当然に同じような扱いにしたいかどうかというのは、学生といひましても、さつきもお話ございましたように三十、四十の学生さんもおられる、こういうことになりましたと、なかなか議論としては二十歳前の障害者の方と同じように扱えるかどうかというまた別な議論があるわけでございます。それから同時に、二十歳になりますと任意加入の道も開かれておる、決してそれが十分だとは思ひませんけれども、そういった任意加入の道も考えられな

い二十歳以下の方と同列に考えていいのかどうか。その辺の議論をもう少しさせていただきたいと思ひますし、いろいろな方の御議論も伺ひたい。そういったことで、学生の問題につきましては私はこれからの宿題にさせていただきたい。いつごろまでに検討するのかというお話でございますけれども、私の心づもりといたしましては、この年金制度についての財政再計算といひますか、大きな改正を五年ごとに行う、こういう建前にこれからは結算を出させていただきます、このときまでには結論を出させていただきます、こ

う思っております。

○森井委員 まだ障害の問題についてはあるんですよ、例えば保険料を三分の二納めていない人をどうするかという問題等ありますが、これは後で時間があれば御質問することにいたします。

次に、今私どものところに届いているのは、サラリーマンの奥さん方、いわゆる無業の妻と言われている方々であります。これは今度の改正案では、厚生省は婦人の年金権の確立ということで、中身はそう濃いものじゃありませんけれども、相当宣伝をしていらつしやるわけでございます。これはいい点もありますよ、確かにいい点もありますが、問題もまたいっぱいあるわけでありまして、何とかやはりお考えをいただきたいと思ふわけでございます。一体、本當の意味での婦人の年金権の確立になつていのかどうか。これは時間がありませんから、できれば所信のほどを大臣から一言、こういう点がいいから婦人の年金権は確立している、するんだと。無理なら局長で結構です。

○増岡国務大臣 基礎年金を導入することによつて、自分自身の年金ができるということとで年金権の確立ができたものと思つております。

○戸井田委員長 関連質疑を許します。竹村泰子君。

○竹村委員 婦人の年金権について質問いたします。

ちょっとショッキングなことを申し上げますけれども、今回の政府案は、前提条件として一年一年金が徹底してないところにある大きな問題があると思ふわけですね。夫婦がセットで一年金であるという事です。

ちょっと申し上げますと、政府案では、正式な結婚をして子供が生まれる、夫婦は離婚しない、妻は外で働かない、これが基礎となつていのであるではないでしょうか。ところが、現実には反対なんです。もうよく御存じだと思いますけれども、正式に結婚しないで子供を産む方もたくさんおられる、それから離婚は非常に増大している、女性

はほとんど外で仕事を持っている。こういうところで、一人一年金の原則ということでは確立されてないのではないかと。新しい制度では、個人単位の考え方では無い、これまでの厚生年金のような世帯単位の考え方は改めるべきではないかと思ひますが、どうですか。

○吉原政府委員 全く、その御指摘のような社会の変化あるいは国民の生活形態といったものが変わりましたがゆえに、今度の年金制度におきましても、御婦人の方一人一人が自分自身の年金をもつて、まことに改めたわけではございません。もう昔のように御婦人の方がサラリーマンの妻としてずっと家庭におられるということでは考えられませうし、それから御自身が離婚されるあるいは障害者になられる場合もあるわけでございますから、今までのような世帯単位、いわば夫についたような形の年金ではもういっただ女の老後の生活に非常に心配が多くなつてきたということを背景にして、まことに今度の年金改正案におきましては、御婦人の方一人一人にも年金がどんな場合でももらえるように、できるだけすべての場合にも考へていくわけでございます。

○竹村委員 それは宣伝しておられることですけれども、年金の受給権というのは保険料の支払いによつて生じるわけですね。とすれば、無業の妻が保険料を払わないでも六十五歳になれば支給されるこの基礎年金については、給付と拠出の非常な不公平が起きてくる、問題が大き過ぎるのではないかと思われるわけですね。無業の妻には年金手帳や番号があつても、実際の資格は被保険者ではなく被扶養者ではないのでしょうか。これは女性の自立の問題からいっても非常に大きな問題であると思ふわけですね。妻の年金の受給権は夫の保険料に從属しているわけではあります。

それから、夫の保険料率一〇・六%ですね。八五年十月からは一二・四%になりますか。これに含まれる妻の基礎年金分の保険料率は幾らなんでしょうか。

○田村説明員 お答えします。

一二・四%の中で、夫の分、妻の分含めまして基礎年金に当たる部分は三・四%でございます。

○竹村委員 三・四%ということですが、これははつきりそういうふうに出算されていくわけですか。

○田村説明員 拠出する本人の分と被扶養配偶者の分を含めまして、全体をプールいたしましての平均でございます。だから一人一人について三・四%ということではなくて、全体をプールいたしまして平均して出しておりますので、必ずしも一対一というわけではございません。

○竹村委員 妻の分は結局はつきり出せないわけですね、プールというお答えでしたから。ですから、それから考へても、妻の保険料という独立したそういう権利というものは全くなしと言つても言い過ぎではないと思ひますけれども、例えばこういうことが起こり得るわけですね。

夫が失業しますね。保険料が払えなくなる。無業の妻の年金権は、この間、空白となりませんか。このケースを考へただけでも、妻の年金受給権は夫の保険料支払いに從属している、夫が倒れたら、親ガマにこたへたら子ガマもという感じではないのでしょうか。どうですか。

○吉原政府委員 従来、国民年金に任意加入されていたサラリーマンの奥さんの方は、御自身で月国民年金の保険料を払つておられたわけですから、これからはそういう仕組みにするのがいいかどうかということはあるいは頭に置いての御質問かも知れませんが、任意加入の場合でしたらともかくといたしまして、サラリーマンの奥さんを全部当然加入といひますか全員強制加入の形でこの基礎年金に入つていただくことにした場合に、果たして今までのような、御自身ですと保険料を月々払つていただく格好がいいのか、あるいは御主人のサラリーの中から天引きをされる保険料の中で込みで払う格好になつていく方がいいのか。考へ方としては先生の思つしやることもわかりま

すけれども、現実的には、御主人の収入というの

は同時に奥さんの寄与分があるわけでございますから、御主人の収入の中から天引きされて保険料を月々払っている形をとった方が、将来の奥さん自身の年金権のいわば確立といえますか、将来しつかりした年金をもらうためにその方がいいんじゃないか、こういうことで今度の改正案をつくったわけでございます。

○竹村委員 いろいろな事情があつて夫と妻が別居をされる、そういうときに無業の妻の年金権は二重になるということが起き得るわけですね。例えば別居をなさる場合にはいろいろな事情があるわけですが、そういうケースが今非常に多い。そして、新たにまた違う女性と一緒に生活をともにされるといふケースもあるわけですね。内縁という関係、これは法律的には認められておりますね。この場合、二人のうちのどちらに年金権があるのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

今の先生の御質問は、具体的には、今回の改正案で三号被保険者となりますサラリーマンの妻につきまして事務上の認定の方法をとるかというところにかかわるのではないかと思います。現在御提案いたしております法律におきましては、三号被保険者は「被扶養配偶者」というふうに規定されておるわけでございます。配偶者という点につきましては、現在の法体系もそうでございますが、先生がおっしゃいましたような事実上の配偶者、事実婚を含んで対象としたしておるわけでございます。これに、扶養されておるという状態が加わった形で扶養配偶者ということが今回の三号被保険者の規定でございます。

配偶者の認定につきましては、今先生御指摘になりましたような法律婚の妻と事実婚の妻がいるようなケース、これは大変認定が難しいのでございますが、原則的には法律婚の妻を優先して考えていくという取り扱いを従来からしてきたところでございます。扶養されているかどうかということにつきましては、現実に同居されておられる、いろいろな公簿上で、例えば会社における被

扶養者として認定されておるとか、税金上の被扶養者になっておるとか、そういうような状態を見まして認定をしていくことになるかと思ひます。私どももいたしましては、事実上の配偶者であつてもそれは配偶者の範囲として考えていきたいと思つておりますし、現実に即して認定をしていくということになるかと思ひます。

そういう形で三号被保険者として認定をいたしますと、それぞれの奥様に独自の年金手帳を交付いたしまして、このそれぞれの奥様ごとに被保険者としての登録、被保険者としての資格の管理をしていくということになるわけでございます。

○竹村委員 有業、無業を問わず、婦人が年金保険料を免除されますのは、ヨーロッパ諸国でやっているように、例えば育児期間でありますとか老親の介護期間でありますとか、あくまでも自立した婦人が自前の保険料を支払つて年金権を獲得することを基本とすべきだと私も思ひます。

それから、有職婦人の場合ですね。きょうは時間がありまので余り深追ひできないのですが、けれども、有職婦人の場合、四十年間保険料を掛け続けてもらふ基礎年金額ですね、これは無業の婦人と同額であるわけですね。この不公平感、保険料相当額を預金した場合の元利合計と六十五歳以降支払われまふ年金額の合計を比較した場合、一層強まるのではないのでしょうか。婦人に限らず、公的な年金の保険料を掛けるよりも、民間の個人年金の方が得だという計算が先に立つて、国民の間に公的年金から離れる、そういう傾向が広がつていくのは必至だと思ひますが、これについて政府はどう思われますか。

○吉原政府委員 生命保険のような個人年金は長期の貯蓄の性格を持つてゐるわけでございまして、これに對しまして公的年金というのは、よく言われますように世代間の扶養でございまして、同時にやはり年金の実質価値の維持、これが公的年金の使命といひます。本質的な役割でございまして、私はなかなかどちらが得でどちらが損というふうな比較になじまない性質のものだと思ひ

ますけれども、そういった今申し上げましたような私的年金と公的年金の違い、これはやはり国民の方にもよく御理解をしていただきたい、また、そういう努力を行政側としてもしなければいかぬというふうな思つておりますが、働いておられる御婦人の方とそうでないサラリーマンの妻の方、家庭におられる方の基礎年金が同じ、これは先ほどのお話とも関連をいたしますが、自分が毎月保険料を払つてゐる場合と、それから御主人の保険料の中でいわば一括して払つておられる場合と私にはやはり区別をしないではいけません。区別することの方がなかなかいろいろな面でもまた別な議論があるのではないかと、私もそういう考え方でございます。

○竹村委員 それは御夫婦が円満に一生、いつまでもずっと添ひ遂げられる場合はそれで大変結構なんですけれども、必ずしもそうとは言ひ切れない現実が不幸にしてあるわけですね。しかもその数が非常に多い。そういう中で今回の政府案の問題点、余りにも大き過ぎるのではないかと私は申し上げてゐるわけですね。

共働きの奥さんの場合、夫が死亡された場合に、遺族厚生年金が、それから自分の老齢厚生年金が、そのいずれか高い方を選択しなければならぬわけですね。男女の賃金の格差が非常に大きい現状から見ますと、結果的に共働きの妻も無業の妻がもらふ遺族厚生年金を受け取らなければならぬ、そちらを選択しなければならぬというケースが非常に多い。どうですか、このケースでは自分の掛けた保険料、これは事実上掛け捨てになりますね。これに對する処置はいかがですか。

○吉原政府委員 夫の死亡という一つの事態といひますか、事故に對して二つの年金が出る場合に、どちらか一つというのは、これはもう年金制度ができてから、何といひますかできるだけダブルで支給というところは避ける、その分をできるだけ本当に必要なところへの給付を厚くする、こういう考え方できておるわけでございまして、そういう二つの意味におきまして、二つの制度に入つ

て二つの保険料を払つていて、一つの事故で二つの給付が出る場合に調整をされるというのは、これは私も言ひますとやむを得ない、やはりどうしても御理解をいただかなければならない点だと思ひます。

その場合にどちらを選択するかというのは、御本人の意思で決めることができる。当然高い方を選択するは有利な方を選択されるということになると思ひますけれども、そういう意味でそれを選択していただかれますと、またなかなか年金というのはいくらでも手厚くすべきところへ手厚い給付をという考え方からいいますと、そういった面での支給の制限、併給の調整というのはやむを得ないし、御理解をいただかなければならないことだと私は思ひます。

○竹村委員 掛け捨てになるのですよね。掛け捨てになりますので、働く婦人たちは今非常にこのことで激しく運動を廣げておられますし、また怒りを持っておられるわけですね。

それからまた、現行の厚生年金で、婦人の老齢年金支給開始年齢を五十五歳から六十歳に引き上げることも検討されているわけですが、同じく、働く婦人たちの職場の環境が厳しいだけに、これも大きな問題です。実効ある男女雇用平等法の実現、労働条件の均等と性差別をなくするという充実、それが先決だと思ひます。

それから、新制度によつて、二十五年間保険料納付という受給資格期間を満たさなければ年金受給権はもらえない。こうした無年金者の大多数は婦人でありまふ。非常に大きな問題があります。

また、同じく労働の問題では、パートタイムにおける婦人の雇用保険、御存じのとおりパート労働者の数は非常にふえております。また大多数が婦人でありまふ。こういう中で、社会保険庁から全国の各都道府県に健康保険課長に通達を出されております。どんな通達ですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。いわゆるパートタイマー、短時間就労者の厚生年金保険の適用につきましては、常用労働者、常

用的使用関係にあるということを認定した上で適用すべきであるということを指導いたしております。常用的使用関係にあるかというところにつきましては、その就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定をすることであり、一つの目安といたしましては、同じ事業所において同じ種類の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間のおおむね四分の三以上であるものについては、これを常用的使用関係にある者として適用するようにという指導をいたしております。

○竹村委員 これはいつ発行されましたのですか。

○長尾政府委員 今申し上げました通知は、昭和五十五年の六月六日でございます。

○竹村委員 五十五年六月、四年前ですけれども、その後の適用状況はどうなっておりますか。うまく徹底しておりますでしょうか。

○長尾政府委員 この後の適用状況につきましては、パートの就労状況、これは実際問題としていろいろございまして、私どもとしては正確に把握をいたしております。

○竹村委員 パートの就労状況その他、社会保険の適用状況がどういうふうになっているかという調査はしておられないというわけですね。今労働省も要綱を出されたりしまして、パートタイマーに対する雇用状況は非常に厳しいものがあり、またその処遇を十分に対応していただかなければならないという世論もあるわけですが、社会保険の面でもそういう通達を出されたり出されたり放しではなく、きちんと調査をし、そして適用状況をいつもお手元に持てるように、きちんと整備をしていただきたいと思います。

まだほかにも、婦人の年金権の問題に関しましてはたくさん大きな矛盾点があり、私もいろいろ申し上げたいところがあるわけですが、きょうは時間の関係で、関連質問をさせていただき、この政府案の矛盾点をぜひ再考していただきたいと思います。

私の関連質問を終わらせていただきます。

○戸井田委員 森井忠良君。

○森井委員 婦人の年金権の問題についてはまだ相当問題がありまして、引き続きやりたいわけでありまして、実を言いますと大蔵省と約束がございまして、今予算編成作業で忙しいということでも、もちろん国会の方が優先すると思うのですけれども、言葉は適当でありませんが、敵に塩を送るという意味で、婦人の年金権、しばらくおきまして、とりあえずほかの問題について御質問をし、その後でまた、婦人の年金権の問題について私からもお聞きをしたいと思っております。

たしか今月の十二日、社会労働委員会と他の関連委員会との連合審査のときに大蔵大臣がいらっしゃったわけでありまして、例の行革特別法をこの際延長したいという趣旨の発言があったわけでございます。大蔵省、行革特別法は延長するのですか。実は総務庁の行管局に問い合わせてみました。できれば本委員会に来て答弁をしてください。で、これは本委員会にきて答弁していただくと言ったわけでありまして、行管としてはまだ態度を決めていない、すぐれて財政上の問題であるというふうな認識を持っておったわけでございます。したがって、金の問題ならやはり大蔵省だろ。大臣がそれだけにおわすぐらいですから、恐らくそれなりの根拠があるのだらうと思うわけでございます。この点について伺いたいと思います。

○小村説明員 行革特別法は、先生御案内のように、五十七年から五十九年までの特例期間中にける措置でございます。これは、五十九年赤字公債脱却という一つの目標がございまして、その区切りとして出されたものでございます。

法案は、御指摘のように、総務庁所管ということになっております。ただ、五十九年赤字公債脱却というのは残念ながら目的を達し得なかったというふうな事情もございまして、六十年以降どういうふうにするかということにつきましては、こうした財政状況等も勘案して、今予算編成の一環として検討しているところでございますが、まだ

その方針を申し上げるような段階になっていないということ、今後関係省庁と詰めてまいりたいということでございます。

○森井委員 総理の口から大蔵大臣の口からも、財政再建時期は昭和五十九年度ではなくて昭和六十五年度だということについてはしばしば触れられておりますし、公知の事実になっているわけですね。この認識には間違いありませんか。

○小村説明員 赤字公債脱却五十九年度ということ、目的を達し得なかった。今、私も、一応の目安として六十五年度に赤字公債を脱却したいという方針でございますので、おっしゃるとおりでございます。

○森井委員 実は、大事な質問だから私は大蔵大臣に御出席をいただきたいという要求をしたわけでございますけれども、国会軽視かどうか知りませんけれども、結果として小村主計官で御勤弁をお願いしたいということもございました。極めて遺憾であります。小村さんには、百一国会の健康の締めくくるときもあなたが大変御迷惑をかけて、個人的には大変恐縮をしておるわけでありまして、けれども、大臣のかわりということでありまして、やらざるを得ない、やや質問が厳しくなるかと思うのでありますが、お許しをいただきたいと思うのです。

私は、昭和五十六年と五十八年、二回の臨時国会におきまして行革特別委員会の委員をしてまいりました。五十六年の行革国会のときは、要するに補助金等のカットあるいは四十人学級の推進の凍結、地域かさ上げ特例の凍結など幾つかあったわけでございますけれども、結論から言いますと、カットの一番大きな目玉というのは厚生年金の国庫負担のカットだったわけですね。二千何百億のうちの千八百億までは厚生年金の国庫負担二〇%を一五%にする、四分の一カットという、そういう大変なものだったわけですね。返すのか、返します、利子はつけるのか、つきます、当時は渡辺大蔵大臣でしたけれども、そういう答弁が返ってまいりました。

続いて今度は、五十八年の行革特別委員会ではやはりこれが問題になりました。財政再建はどうも怪しい、五十九年度で赤字国債の脱却は難しいのではないかと、そうすると利子だけでも相当なものになる、当初は七千億か八千億でありますけれども、利子を含みますとすぐ一兆円を超してしまふ、そういう問題がございました。そのときも、結局大蔵省と厚生省との合意文書ができてまして、そして行革特別委員会でも明らかにされましたけれども、趣旨は、先ほど申し上げましたとおり、利子もつけて完全に返す、これが第一。二つ目は、昭和五十九年特例期間が終わったから国庫負担は本則に戻す、つまり二〇%に戻す。そういうことでありまして、これはもう改めて御指摘は申し上げませんけれども、議事録で明らかであります。

しかし問題は、そうすると、本則に戻すが、一体貸した金はいつ返すのかということが問題になりました。しかし、返す時期は明らかにならないまままで今日に至っているわけでありまして、これは大変なことなんです。四分の一カットされましたけれども、あるとき払いの催促なし、いつか返すよというわけでありまして、そうしましたら、先ほども申し上げましたように、五十九年度ではなくて六十年、今、来年度の予算編成作業が行われておりますけれども、来年についても同じように国庫負担を四分の一カットしたい、これは金がないのですから。今主計官がそんなことを言いましたけれども、明らかにされておる例えは来年度予算の中におきます要調整額、金の足りない額は三兆八千億に上る。そして、先ほど申し上げましたように、財政再建目標というのはこれはこととしては終わらない。あと六年たつて、六十五年まで延ばさざるを得ない。これが明らかにされました。そうなるまいかと、これは私は来年度が危ないと思うわけですね。

再度大蔵省、それでは来年度は国庫負担は厚生年金の場合二〇%で予算をお組みになるのか、ならないのか。もう既に相当作業が進んでいるはずであります。明らかにしていただきたいと思います。

○小村説明員 先ほど御説明申し上げましたように、六十年以降の財政状況については大変厳しいものがございいます。こういう状況を踏まえて現在予算編成がなされているわけでございしますが、その一環として行革特例法の取り扱いについても検討しているということで、その結論を得るにはいまだしばらく時間をいただきたいと存じます。

○森井委員 さて、それではとりあえず大蔵省の過去の債務、厚生省側からいけば債権を明らかにしておかなければ、これは問題になると思うわけであります。当初の計画は、五十七、五十八、五十九、三年間の特例期間中で運用利息も含めて一兆七千五百億の計算にしておりますが、金額は若干現在と違ってくるわけでありまして、金利情勢の変化でそうなったわけでありまして、五十六年の行革臨時国会のときは、三年間で運用利息も含めて七千四百二十一億九千万円。これはその当時の議事録に載っております。その後五十七年と五十八年は経過をいたしました。五十九年についてはまだ推計値になるだろうと思うのでありますが、今私が申し上げました債権のトータルは実際にはどのように動いていますか。厚生省、見通しを明らかにしていただきたいと思っております。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

行革特例法による厚生年金保険の国庫負担の繰り延べ額のご説明ですが、昭和五十七年度は繰り延べ額が八百三十億、昭和五十八年度は二百七十億、昭和五十九年度は二百二十億、総計いたしますと六千四百二十億の繰り延べ額に達しております。六十年年度中央における元利合計、この場合には、先生今利子が変わっているからというお話がございましたが、五十七年度及び五十八年度分につきましては七・三％、これはつまり昭和五十七年二月から五十九年一月までの資金運用部の預託金利でございます。それから昭和五十九年度以降につきましては、同じく預託金利七・一％として試算をいたしますと、元利合計で七千三百六十億になる予定でございます。

○森井委員 常識的に考えまして、大蔵省これはいつ払うのですか。

○小村説明員 行革特例法に基づきます国庫負担減額分については、年金財政の安定を損なわないよう、国の財政事情を勘案しつつ、特例期間経過後速やかに払うということが法律でうたわれております。したがって、私どもとしてもできるだけ速やかにその繰り入れの着手に取り組みたいと思っております。

○森井委員 国会では、それぞれの議事経過というのとはちやんと議事録に載っているわけですが、その当時、確かに今主計官のお答えのように、いつから返すという点については、一回払い、一回払いあるいは三回払い、さらには同じ三回でも傾斜払いなどを示されまして、そういう方法がございまして、しかし必ず返しますということとございまして、今も返すと言っておられるわけですが、時間の関係で私の方から明らかにいたしますが、これは三年間で、先ほどお話がありましたように元金を足したものが六千四百二十億円で、そしてこれを仮に特例期間が終わって一番早く払う場合、来年の中央に払うということになって元利合計をいたしますと七千三百六十億。ところが驚くなかれ、六十五年まではまだ赤字公債売却ができません。これはもうまゆつばものです。昭和六十五年に赤字公債売却ができるかどうかかわりません、今の中曽根内閣では、しかし、仮にできたといまして、明くる六十六年の中央に返すといまして、もう利子がつきますから合わせて一兆一千九百九十億。これは厚生省の計算でありますけれども、もう一兆円を越すわけでありまして、この数字については間違いないか、厚生省と大蔵省、一言ずつ答えてください。

○長尾政府委員 そのとおりでございます。

○小村説明員 金利の前提を置きましたら、先生おっしゃるとおりの数字になると存じます。

○森井委員 もうそれだけで、積立金は一兆一千

百九十億事実上立てかえをしなければならぬという格好になるわけですね。

強調したいのは来年度です。来年度は、厚生年金の国庫負担四分の一カットに見合う金額というのは二千九百億ですね。だから、来年ももう一回国庫負担を四分の一減額する、逆に言えば四分の一、厚生年金特別会計から一般会計に貸すということになりますと、昭和六十五年の赤字公債売却が予定どおり済んで明くる年の昭和六十六年の中央に返すとして、今度は元利のトータルというのはいくらと一兆五千五百七十億になるのです。年金の積み立ては四十兆もあると言われるかもしれないけれども、一兆五、六千億、それは六十五年の財政再建が一応予定どおり済んだとして直ちに返す場合の話であります。ものの五年もおくれてからなんかい、これは二兆数千億になる。大体十年で倍以上になるのですから、一挙に二兆円を上上げた数字と、それから厚生省の対応をお伺いしたいと思っております。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘の六十年に二千九百億の繰り延べをいたしまして、六十六年度中央における元利合計の金額一兆五千五百七十億ということ、そのとおりでございます。

私もいたしましては、行革特例法におきまして、厚生年金保険の財政に支障を来さないようにという趣旨になっておられるわけでございまして、また、国の財政状況を勘案してという趣旨でございまして、(「絶対返してもらう」と呼ぶ者あり)そういうふうに考えておられるわけでございまして。

○森井委員 これは与党の皆さんも聞いてください。返す返すと言われますけれども、これは、ゆへ私が過去の行がかり上これを質問しますよと言つて、初めて利子の計算をなさった。放置をしたままなのです。本来ならもう来年返してもらいべき状態でしょう。矢のような催促をして当たり前なのです。片方において、今度のこれだけの

制度改悪をして、保険料もぐんと上がるという状況なんです。

積立金については、例えば運用利益そのものも少な過ぎるじゃないか。他の共済でありますとか農林年金や私学共済から比べれば、運用利益は少ないじゃないか。かねがね相当の不満があるときに、私は厚生省の姿勢を問題にしたいと思うのです。聞いたら、三年間で幾らの借金がたまっていくのか、利子は幾らかというのをまだ計算してない。これは私、大問題だと思うのです。しかも、運用利益については、これでいいとだれも思っていないのです。安い金利で貸して、ですから、個人年金の方が有利じゃないかと言われるぐらいひんしゅくを買っているのです。運用利益をもっとふやせとかいろいろ深刻な要求があるときに、利子の計算もしてない。いつ、どういう形で返してもらえるのかという大蔵との交渉をなさいましたか。これは大臣の所信をお伺いしたいと思っております。

○増岡国務大臣

先ほどから御議論のありますような結果でございますので、私もいたしましては、約束どおりお返ししたかったというふう

に思っております。

○森井委員 それでは、今大臣の明快な御答弁を

いただきましたので、事務当局としては今予算編成の真つ最中だけれども、これは大事な問題です。今までどおり四分の一のカットされて、これは大臣、私が一番懸念いたしましたのは、チャラになるのじゃないかという、これが一番心配なのであります。恐らく最低二兆数千億になると思うのですけれども、チャラにするのじゃないか。実は打ち明けた話を申し上げますと、本則に戻すのか、つまり二〇％の国庫負担を一五％にして四分の一のカットしたわけでありまして、これは財政再建が済んだら本則に戻すね、つまりものと二〇％に戻しますねという念を押したのです。それ以降どうしますかというときに、いや、制度を改正してというので、結局今度の改正案になりまして、国庫負担は事実上減るような形になってい

る。ですから、六十一年度以降は、今審議をして
おります法案が通りますと新たな本則ができるわ
けですから、もうそれ以降は本則もくそもない、
チャラになるわけです。

結局、私が当初にらんだとおり、五十六年の行
革特別国会の段階で四分の一カットという路線が
敷かれて、当面貸した、貸したという形になって
いますけれども、やがてこれは国庫負担を四分の
一削る意図だということ、実はしつこく追っ
たわけでありましたけれども、本則に戻す、戻す
ということ、しかし結局、今考えてみますと、
本案にありまして、六十一年度以降は基礎年
金の三分の一という形で、事実上のカットになっ
て路線が敷かれてしまいました。この点について
は、あと時間があれば申し上げますが、ともかく
昭和六十年度というのは勝負なのです、という
意味では。

そうしますと、今大蔵省も予算の編成作業をし
ておりますけれども、予算の要求とは別に、これ
は厚生省として絶対に譲ってほらぬ点だと思
う。本則に戻して二〇%、金額にして見込みは二
千九百億、必ず戻してもらえますか。事務当局は
折衝を始めますか。あるいは大臣も大臣折衝をな
さいますか。申し上げるまでもありませんけれ
ども、もう既に、厚生省は地方における国庫負担を
大筋一割カットするのしょう。一割カットした
上に、今度は自分自身の厚生年金の国庫負担もま
たその四分の一削られるという形で容認するとす
れば、私どもはどうしてもこれは納得できない。
折衝し合うのはまず事務当局でしよう。その上
で、最後は大蔵省に折衝するまで、必ず返してら
うという決意があるのかどうか、明らかにし
ていただきたいと思います。

○吉原政府委員 私どもは、あくまでも特例期間
は三年ということをごさいましたから、来年度か
ら本則に戻していただきたい、こういう気持ちで
ございます。そういうことで、大蔵省ともいろ
いろ今までも折衝をいたしまして、協議をしてき
ております。ただ、客観的情勢としては、先ほど大

蔵省からお答えがございましたように、赤字公
債の脱却ができないという状況もございま
すし、来年度の厚生省の予算編成も、今お話し
ございましたように、高率補助金のカットの問題
もございまして、大変難しい状況にあるという
ことを大変残念に思っているわけでございます。
○森井委員 だめです、そんな答弁じゃ。そんな
答弁じゃだめだ。たちまち事務折衝を始めるかと
僕は聞いておるのです。願望だけならわかります
よ。最後は大蔵省に折衝するまで、これは。
○吉原政府委員 事務的には今までもやってまい
りましたし、今後も最後まで、私どもの主張とい
うものは主張として大蔵省にぶつけてまいりたい
と思っております。

○森井委員 誤解があつてはいけませんから申し
上げますが、この金も、あれば資金運用部資金に
預託するわけですから、完全にそれと同じ形で戻
してくるのなら、こういう時期ですから、私は
わからなくはないと思うのです。ただ、今までの
経過を見ますと、どうもチャラにされようとい
うことが問題なんです。そこが一番問題なん
だ。だから、その点を考えていただかないといけ
ないと私は思うのです。

大蔵省、あなたも忙しいでしょうから、大臣に
かわつて、そして二回の行革特別委員会の経過も
踏まえた上で、あなたが言いにくければ私から言
いますから、イエスカノーカだけ言ってくださ
い。

第一点は、必ず返す。運用利息もつける。そし
て年度は、仕方がないです、昭和六十五年。昭和
六十五年、それ以上待てませんよ。それまでは資
金運用部資金に預託したのと同じ形で扱います
か。

そして、昭和六十年度はもう借りません。昭和
六十年度、来年度は本則に戻します。これは、本
則に戻すというのは口が酸っぱくなるほど今まで
あなたのところの大臣は言っているのだから、本
則にも戻します。イエスカノーカ。

○小村説明員 五十七年から五十九年まで行いま

した行革特別法に基づく国庫負担の減額分につ
いては、元本及びその運用利子を含めまして必ずお
返しをいたしたいということは、従来からもお約
束をしているとおりでございます。ただ、いつ、
どういう形で繰戻しをするかという点について
は、今後の財政状況も勘案しなければならぬ問
題でございますので、現時点で私がここで申し上げ
るような状況には、今はなっていないというこ
とでございます。

それから来年度の問題につきましては、今予算
編成過程で、行革特別法の取り扱いを初め種々の
問題について検討しているさなかでございますの
で、いましばらくお時間をいただきたいと思います
とでございます。

○森井委員 もし四分の一カットしたら、私ども
としては徹底的に責任を追及するということだけ
明確に申し上げておきたいと思ひます。御苦労さ
んでした、時間がありませぬから。

先ほど我が党の竹村委員から、婦人の年金権の
問題について質問があつたわけでありましたが、も
う一度私から確認をしておきたいのであります
が、内縁の妻についても対象になりますか。

○長尾政府委員 いわゆる三号被保険者の認定に
際しまして、配偶者と言われる定義につきましては
は、事実上婚姻関係と同様な事情にある者も含め
て取り扱います。(どうやって証明するんだ)とい
呼ぶ者あり)

○森井委員 問題は、今、後ろから声がありまし
たように、どういう証明をするのですか。管理も
大変ですよ。これは制度としては、夫の保険料か
ら夫名義と妻名義の、現在のところ約五千五百円
相当分を国民年金の基礎年金勘定に入れているの
です。事実婚の場合は名字が変わっていますよ。そ
れは、名字は変わるけれども、ちゃんと把握がで
きますか。これは、入籍しなければ氏はそれぞれ
違いますね。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。
三号被保険者の具体的な適用方法でございます

が、具体的な事務処理につきましては、法案成立
後私どもにおいて検討を進めさせていただきますわ
けでございますけれども、具体的には、現実的に任意
加入をしておられますサラリーマンの奥様があら
れるわけでございますが、こういう方々から届け
を出していただきますと、自分は三号被保険者該
当であるということを証明するものを添付してい
ただくという方向ではないかと考えておる
わけでございます。

先生お話しになりましたように、いわば夫側
の方から妻を探すということではございませんで、
個々の奥様の方から届けを出していただくという形
をとります。三号被保険者として認定ができな
い方につきましては、一号被保険者というもので
保険料を納付していただくという形になら
うかと思っております。

○森井委員 しかし、これは大変なことですね。
僕も、今明らかになつてびっくりしたのですけれ
ども、そうすると、サラリーマンの奥さんは自動
的じゃなくて、本人からの申請に基づいて三号被
保険者として認定する、こういうことですね。こ
れは事務的に大変なことですよ。出さなかつたら
どうするのですか。そうすると強制加入だから、
今度は国民年金そのものの、一号被保険者として強
制加入になる。届けなかつたらそういう場合があ
るわけですね。そのときは市役所とか区役所とか
から納付通知書が行くのでしょうか。あなたは届
け出がないから一号被保険者でございます、こう
いうような形になるのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。
現行の制度におきましても、国民年金の被保険
者につきましては御本人の届け出という形で適用
させていただきますというところでございます。
厚生年金の場合は、事業主の方に、個々の被用者
につきましては被保険者の資格取得、喪失というこ
との手続をしていただいております、こういうこと
でございます。国民年金は事業主にかわる方がござ
いませぬので、御本人に被保険者の資格取得、喪
失ということについては届けを出していただく

いう形になっておるわけでございます。

今回の改正法によりまして、本来被保険者につきましては、厚生省令の定めるところによりまして、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更、これは今お話しになっております一号、二号等の種別の変更でございますが、こういったものを市町村長に届け出るという形になっておるわけでございまして、そういう形での事務処理をさせていただきます。

○森井委員 年金局長、それでいいのですか。そうしますと、これは全国数千万のサラリーマンの妻が全部そういう手続をとるわけですか。では、はっておいたらどうなります。先ほど言いましたように、あなたは一号被保険者だから国民年金を支払いなさい、そういう納付通知書が行くのですか、あるいは放置ですか。

○長尾政府委員 現在の法律体系もそうでございまして、改正後の法律体系もそうでございまして、我が国は二十から六十歳までの年齢の方につきましては、学生さん等の例外はございしますが、すべて国民年金その他の被用者年金に加入していただくということが仕組みでございます。したがって、三号被保険者と認定できない方につきましては、一号被保険者としての保険料の納付を私どもからお願いをすることになるわけでございします。

○森井委員 質問ですからそれ以上言いませんけれども、それは事務的には大変なことになる。大体各事業所ではそれぞれ源泉徴収等を行っているわけですね。本人がだれ、そして扶養家族はだれ、その中の妻はだれというのが明確になっているわけですね。僕は割とちゃっかりしているもので、すから、そういった方については自動的に行くんじゃないかと思っておりましたけれども、これはゆゆしいことでありまして、そうすると、はっておいで一号被保険者にされて納付通知書が来る。納付通知書が来るとか来ないとかという返事がありませんけれども、多分来るんだらうと思う。それとも、納付通知書も来なければ、これはそのま

ま無年金者ですかね。これは事務的には、あるいは法制的には相当な欠陥があると思う。いいです、これは答弁は要りません。大変な問題だから、お困りになるのはあなたの方でだけれども、国民も困りますね。しかも、先ほど言いましたように、保険料というのは払わなくても罰則がないのですよ、自分が年金をもらえないだけで。そういう性質のものでしょう。

だから、政府の基礎年金というのは問題がある。我々のは税方式ですから。しかも所得型の付加価値税というのは、間接税じゃなくて直接税なんです。そして、これは物価にもね返らないといういろいろないい点もある。数々のメリットがあります。これは、私も勝手に主張しているんじゃないのです。既に昭和五十二年に社会保障制度審議会が建設があつて、これからは、四十年も何十年も掛けなければ少くとも基本に關する部分の年金がもらえないというのはおかしい、だから税方式にしようじゃないか、こういう形で建設がされているわけでありまして、あなた方はそれは無視をしてこられたわけですね、名前だけは似たようなものをとっておられますけれども、しかし、そう考えていきますと、話を戻しますが、今言いましたように、三号被保険者が一号被保険者で相当違いがありますね。もう一度聞きますが、事務的にはいいのですか。

○長尾政府委員 今回の改正案の具体的な実施につきましては、現行の仕組み、つまり国民年金は市町村を通じてした事務処理をやっておる、厚生年金は事業主、社会保険事務所を経由した事務処理をやっておる、こうした現行の仕組みを大幅に変更しないようにということを考えたわけでございます。

今御質問になっておられます被用者の妻の方は、現在は任意加入の奥様として大体七百万ぐらいの方を、市町村が第一線の窓口として、これらの方々の被保険者資格の取得、変更等の事務を処理しておりますので、今までの事務を継続すると

いう形で市町村長に事務をさせるというふうな形になっておるわけでございます。

先生が先ほど御質問でございますように、第三号として認定し得なかつた方につきましては第一号被保険者としての認定になりますので、この方につきましては市町村から保険料の納付をお願いするという形になっておりますし、またその場合、先生がおっしゃいましたように、免除に相当される場合にはもちろん免除をいたしていくわけでございしますが、滞納される場合につきましては、確かにその期間が年金権の上では空白の期間になっていくということは御指摘のとおりだと思います。

○森井委員 時間がありませんから、もうこれ以上私は聞きませんけれども、この問題については相当問題がある。

じゃ、管理はどうなるのでしょうか。例えば内縁の妻は対象になるわけでしょう。三号被保険者になり得ますよね。その場合にどういう証明が要るのか。離婚した場合も、離婚しましたと離婚という届け出によって発生いたしますから、市役所とか区役所とかで把握できる。そこから今度はそれぞれの年金勘定に対して通知があるのですか。それは十分自治省側とも連絡をとってあるのですか。そうしないと、次から次に落ちてしましますよ。先ほど言いましたように、仮に内縁の妻で三号被保険者として認められて、夫の保険料から夫名義と妻名義の拠出金が国民年金の基礎年金勘定に入るといたします。これは当然固有な名詞がついて入るのでしょうか。だから、そういうふうなことを考えますと、あなた、もうちょっと親切に答弁してください。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。この仕組みは、いわば被保険者サイドで把握いたしました方と、先生御指摘の保険料の納付とがストリートに結びついておらないという形になっておるわけでございます。ですから、それぞれの被保険者の方から被保険者としての届け出がありまして、市町村でその方を三号被保険者として認

定していく場合には、その方から出したいろいろな証拠書類、例えば今先生事実婚という話がございしましたが、事実婚につきましても、例えば住民票上相当長い期間同居しておられるという事実がある、それから、だんな様の会社において被扶養者として認定しておる事実がある等のことを見まして、具体的に例えば山田さんなら山田さんという方について認定をいたしますと、その方に

三号被保険者としての資格を認めまして、その方の資格の記録というものを市町村のいわば国民年金サイドで登録をいたします。しかし、この山田さんにつきまして具体的にその御主人の厚生年金の方から山田さんの分という形で保険料が納付されるということではありませんが、総体としての三号被保険者の数を考えまして被用者年金、つまり厚生年金からでございますが、基礎年金勘定に繰り入れるという形をとるわけでございます。

ですから、個々の被保険者の方からしますと、それぞれの方がどういう方とある時点結婚しておられようと、また離婚しておられようと、その方の独自の資格は継続して記録されてまいります。その方、そのそれぞれのときに応じてまして、その方が一号である期間は御自分が、また三号である期間は、御自分は納付せず厚生年金から、いわばプールされた形で保険料が納付されていく、こういう形になるわけでございます。

○森井委員 もう時間ありませんから、この問題はこれくらいにしますけれども、ちょっとだけ強調しておきますと、これは夫婦であつて四十年間、離婚もなければ夫の失業もない、逆に妻が自営業者等に就職をして変わる場合もありますけれども、いずれにしても四十年間平穩無事に連れ添っている人については確かに計画どおりにいかぬけれども、それ以外に総番号制にでもしない限り、総番号制も、こんなことをしてはいけません。まだ保護法制がないのですから大変ですけれども、大変な問題があるということ指摘しておきます。十分御考慮いただきたいと思うのです。

残念ながら、次の質問に移らしていただきたいと思ひます。

続いて、時間の関係で二つさしていただきますが、一つは厚生年金の独自給付です。六十歳から独自給付がありますね、特別支給という名称になっています。厚生年金の被保険者については、本則は六十五だけれども、附則で六十歳から特別支給を認める、こうなっています。これは調べてみますと、昭和三十六年以前、つまり国庫法が整備される以前の国庫負担については二〇%払う、それ以外は全部保険で見ると、国庫負担なしだ、こういう形ですが、極めてけしからぬ。それは事実かどうかということ、これから国庫負担について考慮する意図があるのかないのか伺ひたい。それが一つ。

二つ目は、サラリーマンの妻等の任意加入の扱いであります。産業構造の変化、就業構造の変化等もございまして、国民年金の対象者がどんどん減るといふこともあって、政府、厚生省はどちらかというと、むしろ任意加入を進めた嫌ひがある。そうして今度は、サラリーマンの妻の場合は全部強制加入にして、一号じゃなくて三号の被保険者にする、こういう形になっています。そうしますと、次の二つくらい問題点が出てまいります。

一つは、確かに三号被保険者になって、今までの任意加入の期間は通算をするわけでありましてけれども、今までは言うなれば一号被保険者として納めてきたわけでありまして、現在の金額に直しますと六千二百二十円相当分を納めてきたことになるわけでありまして。しかし今度は、三号被保険者になりますと五千五百円が済むわけですね。その部分を具体的に言いますと、これは例えば死亡一時金でありますとかあるいは寡婦年金でありますとか、そういうものに足される金額であったはずであります。これはどうなるのか。せつかく任意加入をして積み立てておきながら、まさにひつたりなんです。期間計算だけはするけれども、そういう余分に納めた分については——私に言

わせれば、期間計算に何らかの特例を設けて、その分だけは足してあげるべきだ、そういう気がいたしますが、その点はいかがか。

それからもう一つは、いわゆる付加保険料、月に四百円取っておりますが、これは単価にいたしまして千六百八十円にさらに二百円足して、そして加入期間に掛けて年金が出るわけでありましてけれども、付加保険料を予定どおり納めますと一割以上の、僕が計算したのは約一二%でありまして、千六百八十円と二百円と比較してみますと一二%くらいに相当するわけでありまして、たゞさん年金がもらえらると思つて付加保険料を掛けた。しかし、これはスライドがないという話であります。まさにけしからぬ話でありまして、将来にわたつては、例えば国民年金の保険料は、今は一万三千円とはじておりますけれども、三万九千円くらいになる、五万円の基礎年金が十五万円くらいになるという状況が当然出てくるわけでありまして、そういうときに付加保険料だけは依然として二百円の計算しきないで、大変な問題だと思ふわけでありまして。

この二点について明快なお答えをいただきたい。時間があればこれを一つ一つやりたかつたわけですが、とりあえず問題点を指摘しておきます。

それからさらに、最後でありますけれども、第三種被保険者について、今回の改正で現行の期間算定について三分の四の措置が廃止されましたね。そして現実に、五十五歳以上の者は、一時退職して給付を受けなければ年金額は下がることになるわけで、五十五歳退職を奨励する結果になる、これは大変なことでありまして。職場に大混乱が起ることが予想されるわけでありまして、長く加入すれば給付が下がることだけは絶対に避けなければならぬと思うわけでございまして。この点についても明快な見解を伺ひたいと思うわけでありまして。

○吉原政府委員　たゞさんの質問でございまして、お答えが意が尽かせないかもしれませんが、

最初の、六十歳から六十五歳の老齢厚生年金は、いわば厚生年金からの独自の給付として支給をする、こういうことにいたしましたので、国庫負担は各制度共通して基礎年金の部分に集中的に国庫負担を導入する、こういった関係から、原則として各制度のいわば独自給付には国庫負担はつけない、全部本人なり事業主の保険料で賄う、こういったことから、六十歳から六十五歳の老齢厚生年金には国庫負担がつかないということにしたわけでございます。

それから二番目の御質問で、今まで国民年金に任意加入していた人についての扱いでございまして、これはもう御指摘にもございましたように、今までの権利は権利として、基礎年金に金額の面でもあるいは資格期間の面でも継承される、こういうことになるわけでございます。ただ、今度は基礎年金の導入によつて、六千円余りの保険料のうち五千五百円が基礎年金の分ではないかということでございますが、これは今度こういう措置をとつたことによつて、いわば六千円でなしに、五千五百円で基礎年金の支給は賄える。はつきり言いますと、基礎年金を各制度共通で持つことによつてそういう保険料の計算になったわけでございます。そして、国民年金の側にとりましては、いわば負担が基礎年金については軽くなったということなのでございまして、その分を特に給付の面でまた特別な配慮をして、あるいはそれが損にならないようにしろとおっしゃいますと、これまた新しい制度の発足によつて、逆に障害になる点、不合理な点が出てまいりますので、それはひとつそういうことで御理解をいただきたいと思ふのです。

それから付加年金、付加保険料の点でございましてけれども、この付加年金といふのは、もともと出発のときに大変議論がございまして、果たして任意加入でもってこんな年金を充足させていいかどうかという議論もあつたわけですが、いかに高く高い保険料を払つて高い年金をという御希望があることは、今でもございまして、一応任意加入時もあつたわけでございますので、

としてこういった制度を設けた。ところが、やはりこういった任意加入の制度でございまして、スライドというのは実質的にできないわけでございます。入るのも自由、脱退するのも自由ということとスライドをするということにいたしますと、スライドというのは後代の被保険者の負担によつて財源を賄つていくわけですから、後代の被保険者が一体入つてくれるかどうかかわらないようなものをスライドするというのができないわけでございます。初めから、いわばスライドをしないという前提でこの制度を設けたわけでございます。

しかし、いろいろ御議論がございまして、これからはこの付加年金制度というものは、一応少なくとも国民年金の任意加入者、サラリーマンの奥さんの方のような場合については廃止をするというところにしたわけでございます。こういったいわば国民年金の二階建ての給付のあり方につきましては、ひとつこの二階建ての宿題としてさらにまた出直しをしたい、出直しを考えてみたいということ、検討の時間をいただきたいと思ひます。

それから最後に、坑内員の方のいわば特例措置でございまして、坑内員の方は五十五歳で退職をする、大部分の方が五十五歳で退職をされたのでございまして、五十五歳以上残っていると非常に損をするからおかしいではないかと言われまして、そうしますと、その五十五歳という特例措置を残したことが一体問題だったんだらうか、こういう議論が一般の方からまた出てくるわけでございます。ある意味では処理の非常に難しい問題でございまして、五十五というものを残す必要、つまり五十五歳までに大部分の人が退職をするからという御議論で今度の措置を残しているわけでございますので、その点もなかなか、仮に五十五歳以上お勤めになった場合には、またそれだけの有利な措置を残しておくようにという御議論ですと、実際問題として制度の上では非常に難しい問題なんではないかと。

○森井委員 今の答弁、納得できない面がいっぱいありますが、残余の質問は後日にいたします。

○戸井田委員長 塚田延充君。

○塚田委員 このたびの改正で、現行制度と比べて格段に条件が悪くなる例がかなり生じております。これでは円滑に新制度に移行させるといふ原則を裏切っているということになってしまふわけですから。

まず、障害三級の問題でございます。例えば標準報酬月額が十万円の場合、現行制度ならば五万一千円の年金額だったはずですが、これが今度の政府原案によりまして、一万八千円というように大幅にダウンとなる形になります。この委員会においてもこの問題が何度か取り上げられておりまして、その結果と申しましうか、現在内々に予定されております修正案では、三万七千五百円という最低保障制度を設けようじゃないかということになりつつあることは、まああの改善だと思えます。

しかしながら、我が党としましては、この物価スライド制の年何かが何でも支給というふうな物理的な状況に追い込まれているために、とりあえず緊急避難的に三万七千五百円でも仕方ないんじゃないか、このように修正に応じようとしているわけでございます。しかしながら、現行水準との間に余りにも大きな落差があることを考えますと、この最低保障額三万七千五百円を例えば五万円に再修正すべきだと強く主張するものでございまして、場合によっては、参議院における審議の段階において、この問題について前向きに御検討される用意があるのかどうか、御見解を賜りたいと思えます。

○吉原政府委員 三級障害の方の場合の年金額でございますが、確かに標準報酬が低い方につきましては、現在よりもかなり低い年金額になる、二万円にも満たないような場合が出てくるということを考えまして、いわば三万七千五百円というものは最低保障するということを考えているわけでございますけれども、やはりこの三万七千五百

円、これは基礎年金が五万円である、そして二級障害の場合には障害基礎年金五万円が支給される。一級の場合には普通その二割五分増しの年金が出るわけでございます。三級の場合には、やはりそれとのバランスからいましてその七五％というのが一つの基準なんでございます。やはり障害の程度によりまして、二級を標準とした場合には、一級は大体四分の一増し、三級の場合には四分の一減というものが、この障害等級に応じたバランスのとれた年金額というふうなことに、従来、年金制度ではなっておりますので、そういった意味におきまして、五万円の四分の三相当額、これを最低限保障するというのは、私は年金の体系としてはバランスがとれた一つの金額になっているのではないかと、こう思うわけでございます。

○塚田委員 次に、女子の支給開始年齢と保険料の問題でございます。

女子の場合の支給開始年齢が、昭和七十五年までに六十歳になってくるわけでございますが、それには労働環境の整備を徹底して急がなければいけないわけでございます。この問題につきましまして、所管としては労働省の方になるわけでございますが、厚生省としても、そのような労働環境を整って初めて女子の支給開始が六十歳ということと整合性を持つわけでございますから、この労働環境の整備ということについては一面の責任もあるはずでございます。そういう意味において、この問題につきましまして労働省の方とよく連携をとりまして、そのような労働環境を整備することについてぜひ側面から取り組んでいただきたいということをお願いすると同時に、問題はこの保険料でございます。

この保険料についてやはり修正を求めざるを得ない、このように強調いたします。と申しますのは、女子の場合支給開始年齢が引き上げられる、と同時に保険料も引き上げになるという、いわばダブルパンチを受けることになってまいります。というわけで、何とかこの女子の今置かれておる現状の労働環境であるとか何とかいうことを配慮いたしまして、緩やかな経過措置が必要だと考えるわけでございます。特に保険料の引き上げにつきましましては、五十五年の改正で男女同率にしようというふうな目的のもとに、年々〇・一％ずつ引き上げるようになっていたわけでございます。これを今回の改正で〇・二％ずつ上げ幅を大きくした。そんなことなしに、従来どおり、やはり緩やかな意味で〇・一％に戻すよう再修正にぜひ応じていただきたい、このようにお願いするわけでございますが、いかがでございますか。

○吉原政府委員 できるだけ不合理な格差、不公平を是正するというのが今度の年金改革のねらいでございます。先ほどの坑内員の方についてもそうでございますけれども、男女の不合理な格差についても、できるだけ早くそういったものをなくしていきたい。早くといいますが、やはり今も御指摘ございましたように、急激にやることについてはいろいろ問題もあるかと思っております。で、私どもとしては、支給開始年齢については十五年という長い期間をとって年齢を引き上げるということになっておりますし、保険料率につきましても、従来から女子については差を縮めるような努力をまいりました。そのテンポを少し速くめざしていただくということでございます。女子の方から見ると今までのテンポでございまして、女子の方から見ると、あるいは男子の方の立場から見ますと、もう少し早く縮めてもいいんじゃないか、女性の方の方からは年金の受給期間も長いわけでございますので、そういった面の保険料率の格差、できるだけ早く縮めるべきだ、こういう御議論もあるわけでございます。私どもとしてはそれは無理のない取り扱いにさせていただきます。こう思っております。

○塚田委員 ただいま局長の御答弁にございましたように、不合理な格差を改める、これがやっぱり必要でございます。しかしながら、いろいろな事情からどうしても認めざるを得ないというふうな合理的な格差と申しましようか、特例と申しましようか、これを一律になくしてしまうということは、別な意味において不平等をさらに助長するといふような結果になるんじゃないかと私は思うわけでございます。

それでは、大変問題になっております第三種の特例の廃止の件について議論を進めたいと思えます。

いわゆるこの特例が合理的な理由に基づいてなされたのか、それとも特例を残しておくこと自体が不合理なのかというふうなことに連なってくると思うのですが、私は、合理的な意味でもって特例を認めたものはやはりそのまま残す、もしくはそれを改善するとしても、緩やかな改善にしなければいけない、それが本当の意味の平等じゃないかと考えるわけでございます。

まずお伺いしますが、坑内員及び船員についてこのような特例扱いをせざるを得なかった背景について、どのように考えてこの特例措置が生じたのかということをもう一度振り返ってみる必要があると思えます。ついですから、私の方でございましてみたいと思えます。

その理由としては、第一に、やはり作業環境が極めて厳しいということ。第二に、第一線作業に従事しておるその稼働期間というものが短いこと。第三に、死亡率が高い、別な見方をすれば平均余命が短いということ。第四には、ほかの法律との整合性、例えば労働基準法などにおいても、坑内員などについてはそのような特例を認めざるを得ない状況だった。となると、関係法令との関連を考えると、やはり年金制度においてもこのような特例を認める必要が生じたわけでございます。そして第五には、諸外国においてもこのような特例があり、これを参考にせざるを得なかったという事情もあると思われます。

これら、今私が列挙しました件について、これは二十九年当時制定したわけでございますが、これを大きく否定するような、すなわち改善されたというふうな事実を厚生省としてはどのように把

握しておられるのか。そして、できればそれを統計的な、だれもがわかるようなデータによって、このように改善されたのだからもう必要ないのじゃないかということを示す必要があるのじゃないか、このような気がいたします。

以上の件について御答弁願います。

○吉原政府委員 現在の坑内員の方についての支給開始年齢と、それから期間計算についての特例措置、設けられた背景につきましては、今おっしゃいましたようないろいろな事情があったかと思えますが、この中で、年金制度との関連におきまして一番大きな理由というのは、何といたしましても稼働期間が短くて年金に結びつかない、当時の年金制度の適用除外というものがございまして、いわば坑内員の方がもう坑内員でなくなつた途端に年金の適用除外になる、あるいは一般の年金制度とは適用除外というようなことがあったわけでございまして、それが、いろいろな事情を挙げられましてけれども、年金に結びつかない、このように、それが一番大きな理由だったのです。

ところが、昭和三十六年に国民年金ができました、通算制度もできました。同時に、厚生年金やあらゆる年金との通算がつかまして、稼働期間が仮に短くても、それはすべて年金の期間として生かされる道というものが開かれたわけでございまして。国民年金ができたときに通算制度ができた時点においては、こういった期間計算の特例——支給開始年齢は別でございまして、少なくとも期間計算の特例についてはもう要らないのじゃないかという御議論があったのですが、それからいろいろの事情がございまして、一挙に廃止するのは難しいからというところで二十数年経過をしております。今の時点になって考えますと、やはりこの特例措置を今後ともずっと残していくかとなりますと、私は、一般の人とのバランスからいって、残すべきであるという議論の理由もなかなか薄くなってきたような気がいたします。それで、支給開始年齢と期間計算の特例を同時に廃止することはいろいろ問題である、じゃ少なくとも年齢について

では残しておこうじゃないか、期間計算についてはもう残しておく理由はないではないかというものが、関係者の方の御意見も踏まえた審議会の御結論であつたわけでございまして。

審議会の答申では、期間計算については一応の経過措置を置いて、それに配慮しながら見直しをすべきであるという御答申をいただきましたので、今回のような措置をとらせていただいたわけでございます。制度ができたときの事情とは非常に大きく変わっている、一般の方との不均衡、不公平、そういった問題、それが理由になって廃止をさせていたおとということでございます。

○塚田委員 第三種の特例、特に期間計算の特例を設けた大きな理由として、やはり稼働期間が短いということだったようにございまして。そして、それが三十年前と比べるとどのように改善されたかということについて、まだ私は今の御説明では納得できないわけでございまして、確かに坑内作業の状況が前と比べると改善されていることは事実でございますけれども、今なお、例えば九州の方でいえば、真冬だつて摂氏四十度を越えるような高熱のところや、やらなければいけないとか、寒いときには零下二十度ということもあり得る。そして機械化されていくといつたって、扱う機械そのものは大体三十キロ以上の機械を動かさなければいけない、こういうような重労働にタッチしていることは、余り大きな変化がないのではないかと思うのです。

それでは、統計的に立証してほしいのですけれども、いわゆる坑内員及び船員の方々にについて、平均余命がこのような形で改善されたというような資料がございましてどうか、お願いいたします。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

先生お話し第三種の老齢年金の受給者、それから船員保険の老齢年金の受給者の死亡失権年齢、つまり亡くなったということによって失権をされたというのを見ますと、一般男子の老齢受

給者が七十二・六歳でございますが、三種の方の場合は七十二・一歳、船員の方は七十一・二歳でございまして、一応ほぼ同じような数字になっておるように思います。

○塚田委員 今度の改正におきまして、予定されている改定日すなわち昭和六十一年四月一日現在、受給要件を満たして、しかも現行法の適用を受ける最後の方々というのは、第一種ならば昭和二年四月一日生まれ、第二種、三種の場合は昭和六年四月一日生まれ以前の方々は、施行日以降後定年延長であるとかもしくは再雇用された場合、新法によりますと、標準報酬月額などによって違ひますけれども、月当たり約一万五千円から二万円の引き下げとなつてしまつたわけでございまして。そうなりますと、いわゆる政府の方としては、何とか定年延長をこれからすべきであるというところで、労働界に対していろいろと指導してやるわけでございまして、逆に、早く会社をやめてしまつた方がよろしいという環境になつてしまつたわけでございまして。これについてどのようにお考えになるのか。先ほどの森井委員との関連もございまして、お答えいただけたらと思います。

○吉原政府委員 坑内員の方について支給開始年齢を五十五歳に残すことにしたのは、先ほどのお話とも関連をいたしました。稼働期間が短くて、五十五歳前には大部分が退職をされる。そういう実態があるからこそ、年金の支給開始年齢も五十五歳を延ばしてはいけない、残しておけ、こういう御議論があったわけでございまして。ところが今のお話ですと、いや、そうではない、五十五歳以上も在職をされる方が多いということになりますと、一休年金制度の上でどういうふうな扱いをするのがよかつたのか、果たして支給開始年齢を五十五歳に残しておいたことがよかつたのか、私はそういう議論も一方で出てくるような気がいたします。

年齢に伴う経過措置というのは、特に特定のグループの方について特定の乗率あるいは単価というものはなかなか難しいわけでございまして、一般の人と同様な経過措置のとり方をしているものから、今おっしゃつたような段差が出てくる、早くおやめになつた方とこれからおやめになる方との間に段差が出てくるということは確かでございます。けれども、それは実はあくまでも支給開始年齢を、一般の人とは違つて五十五歳に残したことによる段差でございます。仮にそういった段差を残さないようにしようとすれば、支給開始年齢を残すこと自体にいろいろまた議論が戻つてしまふというようにあるわけでございます。制度の上では非常に対応がしにくいわけでございまして。そのこともひとつ御理解いただけたらと思います。

○塚田委員 確かに今度の改正の大きな目的として、不合理な格差を是正して、国民だれから見ても平等であり、また納得いくような制度に直そう、そのような政府原案の趣旨はわかりますが、もう一度私として強調しておきたいことは、不合理な格差は確かに縮めなければいけない、その処置が必要でしるけれども、合理的な格差というものにはやはりそれなりの認め方をすることが、本来の意味の平等につながるのじゃないか。

そういう意味において、第三種の坑内員及び船員の特に期間計算については、これからの参議院などの審議において、原則は原則でわかりますけれども、もうちょっといわゆる格差是正の仕方を緩やかにするといふようなことについて、修正に応じるなど、ぜひ第三種被保険者の立場も、合理的な理由があつたわけで、それから認めていただくことを、そんな方向で御検討いただきたいということ、私の質問を終わらせていただきます。

○戸井田委員 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 今まで議論を行つてまいりましたその経過に基づいて、幾つか締めくくりにお尋ねをしたいと思つて、一つは物価スライドの問題であります。私たち

は、苦しい年金生活を続けている人たちの年金が実質的に目減りをするような事態は許されたいというところで、四・四％の引き上げを繰り返して主張してまいったわけでありませうけれども、残念ながら二・四％ということになりました。前回も私は、その二・四％の積み残しをどうするかというところをお尋ねしたのでありますが、どうもはかばかしい御返事をいただけなくて、その後の論議を聞いておいても、結局これは、下手をすれば半永久的にこのままという状態になるのではないかと、いう危惧を禁じ得ないわけでありませう。そこで、この点についてどうするつもりなのか、もう一遍お尋ねしたいのです。

それから、こういうような措置が可能になるというのは、結局、五％のスライド条項があつて、五％以上の差になったときには義務的にそれをするというけれども、しかし五％以内であればいいということ、少しずつやつて、いつもある程度ずつは目減りした状態を続けていくことができるようになる。このところをどういうこととがなくなるようにするためには、私も自動スライドを取り入れていかなければならぬのではないかと、いうことを考えますが、二点、まずお尋ねします。

○吉原政府委員 積み残しの二・三％が永久にそのまゝということはありませんのでございまして、物価が累積分、積み残し分を含め、過去の分も含めて五％上がったときは、当然法律上その率でもってスライドをする義務が生ずるわけでございます。ことしの時点におきましては、まだ五％を超えるようなところまでまいりませんので、国家公務員なり恩給に合せて二・四％ということになったわけでございますが、将来は必ずやこの積み残し分はきちんとスライドの対象になるという、法律上の仕組みになっているわけでございます。第二の御質問でございますが、五％に限らず、物価が何％であろうと当然スライドをすべきである、そういう御議論もわかりますけれども、やはり法律上義務づけられるスライドというのは一応

五％、今までもそうでございまして、これから、今度の年金改正法におきまして五％ということになっているわけでございます。やはり五％以下のときにはいろいろな事情も勘案して対応ができるということにしておいた方が、いろいろな意味で、例えば賃金との関係、ベースアップとの関係、そういうこととの関連、対応ということも含めて、政策的な判断ができるという余地を残しておく方がよいのではないかと私は思いますし、いわゆる人事院勧告なんかも、法律上勧告が義務づけられておりますのは、五％以上民間の給与との差が生じた場合ということになっておりますので、現状のような五％で物価スライド、法律上の義務が生ずるということではよろしいのではないかと思います。

○小沢(和)委員 五％以上ギャップができたときに、それを完全に埋めなければならぬという義務が生ずるわけですね。だから、私がさっきからお尋ねをしているのは、その五％にならないのです。今度のように二・四％とかそれぐらい措置したら、いつも若干ずつ積み残しの状態をずっと続けることができるような今の法律上の仕組みになっているのじゃないか、そのところをあなた方が悪用しているのじゃないか、ということをお尋ねするわけですね。その点については、私は、あなた方は決して否定できないということをもう一度申し上げて、時間もありませんので、次の問題をお尋ねしたいと思います。

次は、低年金、無年金の人をどうするかということですが、私も、今の年金の問題というのを考えてみた場合、一番緊急にやらなければならぬことは、二万円台という方々がたくさんおられる。あるいは無年金の方も相当おられる。こういうような状況を改善していく。そういう中で、あなた方が言っておられる全体としての体系とかいろいろなんものも改めていけばいいというふうなことを考えているわけですが、今までの議論では、結局今そういう状態にある人については改善の考え方がない。そう言う、あなた方はスライドを持

ち出すかもしれないけれども、スライドでなくて水準を上げるということについては、結局それは考えていないというふうな受け取りましたけれども、その点どうでしょう。いわゆる老齢福祉年金などについて、私は特別改善の緊急性があると思つてはいるのですが、いかがですか。

○吉原政府委員 現在の老齢福祉年金の額につきましても、私も、私どもはできるだけ改善をしたいという気持ちには持つてはいるわけでございますが、やはり全額国庫負担の年金でございますので、国の財政とのいろいろな関係も深いわけでございます。そういう状況の中で、スライドに限らず、できるだけ水準自体も上げていきたいという気持ちは十分持つております。

○小沢(和)委員 私たちは、あなた方が基礎年金と言われるけれども、これは実際上基礎年金になつておられない、本当の基礎年金と言えらるものは、すべての老人に最低これだけは保障するという土台になるものでなければならぬということを言っておるわけですね。私たちは、それを保障するためには、国と企業がもつと負担をする以外にないというのを主張をしまつたわけですが、前回、時間が足りないこともありまして、企業のことについて私、余り触れることができなかったのですけれども、私がここに持つてまいりました「先進国の社会保障費の財源に占める社会保障料の割合」という資料を見ますと、事業主の負担が、一九六〇年から七七年の間に四二％から二八・八％、約二九％まで一貫してずっと下がつていくのです。こういうような事業主の負担の傾向にあるということは、あなた方もお認めになりますか。

それからまた、先進国の社会保障料の負担割合というところで、被保険者と事業主の負担割合というのを計算してみると、いわゆるサミットに参加している七カ国、この中で日本は文字どおり最低なんです。日本は事業主の負担が一・一五倍。それに對して、よく折半だというふうに言われている西ドイツでも一・三九倍、同じく折半だと言わ

れるアメリカでも一・六六倍。ほかの国はもっと高いのです。こういうふうな、折半だと言われる国々でも日本がうんと低いんじゃないでしょうか。どうですか、この事実関係。

○吉原政府委員 どういった数字的な根拠といふ背景での御指摘か、後からもう少し拝見をさせていただきますかと思いますが、私どもの手元の数字で見ますと、被保険者本人の負担、それから事業主の負担、我が国の場合でもそれほど大きな変化はございませんが、どちらかというと被保険者の負担の方が低下傾向にある、事業主の負担の方が増加傾向にあるという事実がござい

ます。それから、諸外国の事業主負担と本人の保険料負担の関係でございますが、これは社会保障というものを税方式でやるか社会保障料方式でやるか、そういったこととの関連も非常に違ひますので、一概に外国がどうだからどうだという議論にはなかなかならないのじゃないかと思つて、日本の社会保障の場合、西ドイツやなんか似た形態で発足をしてきておりますので、諸外国の中では西ドイツの社会保障あるいはその費用負担体系と非常に似ているということが言えるかと思つ

す。○小沢(和)委員 今私が言つた数字は、かつてここで多賀谷委員だつたと思つたけれども、引用した数字だと思つたのです。私のメモにはそれが書いてあるのですから、私、それをもう一度確認する意味で、私の方も資料を整理したものをもちつて今指摘しているのです。あなた、事実としてだんだんふえていく傾向にあるなどというようなことを言われるけれども、それはとんでもない間違いです。それから、私は社会保障料の負担割合は日本が最低だということを言つたわけですが、それは事実と違ひますか。事実でしょう。だから私は、局長、それを前提にして、これだけ諸外国に比べても負担割合が低いということが国際比較でもはつきりしているとすれば、日本でももっとこ

れを引き上げるのは当然ではないか、その点についてあなたの方どう思うかというのを、ここでもう一遍お尋ねしたいわけですが。

○吉原政府委員 社会保障や社会保険の負担割合、事業主の部分だけを見てどうこうというのは、私はなかなか比較ができないのだからと思うのです。やはり主として国、事業主、本人保険料といういわば三者で負担をしている。その負担の仕方の類型がいろいろ国によって違いがあるわけでごさいます。どちらかというと日本は、税方式でございまして、社会保険方式でやっている国ではございまして、社会保険方式の中に国の負担を多くしている国でございまして、事業主の負担自体だけを見て多いの少ないの、余りそれは比較できない問題じゃないかというふうに思っています。

○小沢(和委員) だから、私はこの前も、国自身も負担を減らしているじゃないかということをおっしゃったのですけれども、今度は企業もこんなに少ないじゃないかということをおっしゃっているわけですね。

それで、時間もありませんから、もう一つお尋ねしたいのですが、これは前回、我が党の正森議員もここで質問をしたことでもありますが、けれども、特に大きな企業は、人に対して今のように保険料を掛けていくというような考え方でいけば、人減らし、合理化がうんと進めば、その企業はかえって負担が軽くなるというふうな傾向が出る。これについて、そこに着目をして、もっと負担を求めるときではないかという質問をしたのに対して、これは検討しなきゃならぬというふうに言われたと思うのです。

ところが、検討しなきゃならぬというのは、私も実は厚生大臣の時代にも、それから渡部厚生大臣の時代にも、同じように、検討しなければならぬという回答をいただいたことがあるのです。よ。だから、きょうは大詰めの質問、我々は賛成しませんが、あなたの方どう思うから、もう一遍ここで念を押す意味でお尋ねするけれども、

検討するというのは、いつ、どういう形で検討していくのか。私が今申し上げているように、国際的な比較で見ても、日本は非常に企業の負担が軽いのですから、これだけ財源が足りないとなかなか方言っているのだしたら、早急にそれはやらなければいけないのだと思うのですが、いかがですか。

○吉原政府委員 社会保障というのは、要するに人に対するサービス、人に対する給付でございまして、人を使わないところの事業主や企業の負担が相対的に少ない、人を余計使っているところの事業主や企業の負担が相対的に多くなるというの、私はこれはある意味では当然ではないかと思うのです。ただ、やはり社会保障といまして、国が相当負担する面があるわけでごさいますから、税金として負担するあり方としては、人を多く使っているように使っているまいと、収益の多いところに税金が余計かかる、そういう形でその税金を社会保障の中につぎ込んでいくというやり方は考える必要があると思います。

そういう観点から、私は、社会保障における税の負担、あるいは国の負担と言ってもいいのですが、税の負担はどうあるべきか。その場合に、一体どういふ税がいいのか、その税は何に着目して取ればいいのかというふうな観点から、今おっしゃったような議論も、税との関係を十分考えながら、今後検討していくべき問題ではないかというふうに思っているわけですが。

○小沢(和委員) じゃ、もう一点お尋ねして終わりにしたいと思うのですけれども、これも前回正森議員が質問をしまして、ちょっとすれ違ひた感じがしたというふうな受け取られているのじゃないかと思うのですが、いわゆる国民総生産あるいは国民所得に対する年金の負担の見通し。私は、あのときに、厚生省の方が将来一六%に言われた、その食い違いの一番の原因というのは、GNPなりあるいは国民所得なりの伸び率をどれぐらいに見込むかということに食い違ひてき

ているのじゃないかというふうに考えるのです。年金の方は五%アップしていくというふうな、あなたの方も正森議員も見ているわけでしょう。そうすると、結局のところ、もう一つの方の数字をどう見るか。だから、このGNPなり国民所得なりが年率何%ぐらい伸びるというふうなところにちがいはなかったわけでしょう。

○吉原政府委員 まさしく年金の給付の伸び率あるいは標準報酬の伸び率以上に、GNPといいますが国民経済が伸びていけば、それほどその負担は高くないわけでごさいますけれども、私どもの考え方は、年金はそれほど伸びない、GNPだけが伸びていくというふうなことはないだろう、大体同じ率で並行的に伸びていくだろう。また、そうしなければいけないわけでごさいます。国民経済が伸びたら、それだけ年金の給付も上げていくなくてはならないわけですから、その率の差をどう見るかということですが、私どもは大体同じようなペースで伸びていくだろう、そういうことで……(小沢(和委員)「だから、端的にどれぐらい伸びているのですかと聞いているのですよ」と呼ぶ)大体五%から七%ぐらいの伸びを考えたわけでごさいます。

○小沢(和委員) これで終わりますが、今あなたが言われたその五%ということになると、年金の方も五%でふえていく——実は前回私が質問して、あなたの方は一人当たりの所得が将来もほとんど伸びないというふうな仮定に基づいてこれを計算しているんじゃないかという追及して、厚生省のパンフレットから、そういうふうなあり得ない仮定に基づいた計算はおかしいということで削りましたという、あの話が出たのは、まさにそのパレレルに伸びていくという考え方じゃないのですか。だから、それをまた蒸し返しているような議論だということを私は指摘をして、質問を終わります。

○戸井田委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時開議

○戸井田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。村山富市君。

○村山(憲)委員 時間の制約もありますから、基本的な部分だけに限ってお尋ねを申し上げます。思います。

まず第一に、今回政府が提出しました年金法の改正案は、六十一年四月から施行する部分と、五十九年に実施をされる二%のスライド部分と抱き合わせて提出されているわけですね。この二%のスライドというのは法案の改正には全然関係がない、それをくっつけて出している、こういうところから一つ問題があると私は思う。

同時に、この改正案は第百一特別国会に提出されたのです。しかも、三月二日に国会に出されてあるわけですね。会期は八月八日まで大変長い会期でありましたから、私どもは、年金は国民生活に重要な関連のある大事な法案だから、ひとつ審議をやるうてはないか、こう言って盛んに政府・与党の方に呼びかけましたけれども、当時はもう健保、健保で年金の字も言わなかった。それが、健保が上がつたら途端に年金、年金と叫び出して、特に、いまだかつてない十二月の一日に通常国会が召集されて、冒頭にこの年金が審議をされる、こういう異例な扱いをしているわけですね。しかも、冒頭にも申しました二%のスライド制を盾にと、何とか本体内を通してもらいたい、こういう形で、審議途中に、きょう採決もやりかねないような状況にあるわけですね。

こういう重要な法案の扱いについて、総理の考え方を聞きたいと思うのです。

○中曾根内閣総理大臣 まず、年末の御繁忙のとき、特別の御配慮をいただきまして御審議いた

だいておりますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

それから、この法案の提出でございますが、前国会におきまして健康保険法の改正という大問題が、そういう順序を経て行なうに国会対策におきまして考えていただいた次第でございます。

なお、この法案の内容の問題でございますが、スライド制の問題が含まれていることはそのとおりでございます。これは広い意味におきまして年金体系の一環をなすものでございますから、一括して出さしていただいた、そういう事情でございます。

○村山(書)委員 これは全く木に竹を接いだようの中身のものをくつつけて出して、そして、スライド制を盾にとって本体の方も通してしまおう、こういう魂胆がある。それならば実にけしからぬ話だと私は思いますから、その点は指摘をいたしておきます。

それから、次にお尋ねしたいと思うのですが、今回の改正は国民年金ができてから初めて年金法の大改革をやるわけです。その改革を必要とする背景についていろいろ考えてまいりますと、幾つかあると思うのですが、第一に、第一次オイルショック以降、狂乱物価で物価が高騰した。したがって、その積立金が目減りをして保険財源が崩れていったということが一つあると思うのです。もう一つは、そういう背景の中で縦割りではばばらになつていきますから、それぞれ小さな規模で年金が組み立てられておるといふところに、国鉄を初め国民年金ももう行き詰まるということが目に見えておる、こういう状況に追い込まれておる。さらに、急速に高齢化社会がやってくる。こういういろいろな背景があつて、将来、年金はどうなるんだらうか、果たして年をとってから年金がもらえるんだらうか、こういう不安を持っている国民がたぐさいる。それだけに年金問題に対する関心が非常に高まつておると私は思うのです。

したがって、そういう国民の不安にこたえて、将来心配はない、安定的な年金制度の基盤をつくるのが今回の大改革のやはり主眼でなきゃならぬというふうに私は思うのです。

しかし、この改正案の中身をつぶさに見てまいりますと、行革に名をかりて、先般の健康保険の改正と同じように福祉を後退させるのではない、あるいは財政対策にすぎないのではない、か、こういうものが目に見えてならぬわけであり、すなわち、総理の考え方を承りたいと思うのです。

○中曽根内閣総理大臣 この点は、お示しのように、まず何といつても高齢化時代が到来をいたします。目前にこういう大問題を控えておりまして、現在費用を負担して保険金を掛けている若い世代の人たちの時代でも、引き続き長期的、安定的にこの保険制度を維持して、安心して公平なる給付が受けられるようにしてあげることが非常に重大な要素でございます。それから、おっしゃる通りに、いろいろな多岐に分立しておる年金制度を統合して合理化しよう、そういう考え方もございます。

そういうような諸般の考えに立ちまして、去る二月に閣議決定いたしましたので、そしてこれらの年金の一元化の方途を決めまして、六十一年の四月から厚生年金あるいは国民年金の一元化、あるいは共済の年金も発足する、そういうような形で進め、七十年を目途にこれらの大きな一元化へ前進していこう、こういう行程管理表も決めまして、今その線に沿って御審議をお願いしておるわけでございます。

○村山(書)委員 抽象的な議論をしても始まらぬと思ひますから、私は少し具体的にお尋ねしたいと思ひます。すなわち、このまま推移したら国民年金はもうやがて行き詰りますね。と申しますのは、例えば、国民年金に加入をしている人のふえる数よりも年金を受ける人の数の方がふえていく。そのことは、今、国民年金保険料を納めた額よりも、国の負担を除けば支出をする額の方がふ

えてきておるといふことが言えるのじゃないですか、どうですか。

○吉原政府委員 そういう状況にございませう。

○村山(書)委員 じゃ、国民年金がそういう状況に追い込まれたその理由にはいろいろあると思うのです。これは時間があるから私がお尋ねしたいと列挙しますと、一つは、やはり十年年金、五年年金等々が設けられまして成熟度が早まった。さらにまた、産業構造、就業構造が変化して、第一次産業に就労する雇用者が激減した。したがって、被用者保険に入る部分はふえたけれども、国民年金に入る層が減つてきた。第一次、第二次オイルショックで物価が高騰して目減りした。さらにまた、年金を受給するのは六十五歳からですけれども、早くもらわぬという気持ちもあつて、六十歳から減額年金をもらう方が非常にふえてきておる。さらに、それに加えてスライド制が採用された。こういういろいろな理由があると思うのです。

で、任意加入のサラリーマンの奥さんの数が大体七百万人ぐらゐる。これは六十一年から大体二十五年になつて資格ができるわけですから、六十五歳からもらうとしますと昭和六十六年から年金をもらひ出す、こうなりますといふよう行き詰まる。こういう状況に、今国民年金は置かれているといふふうに言わなければならぬと思うのです。

そこで、こうした国民年金の状況であるだけに、何とか国民年金を安定的にする必要がある。そのために基礎年金を導入して、一番大きな力を持つて、一番積立金も多い、しかも加入者も多い、また財源にゆとりのあるこの厚生年金を基礎年金に導入して、国民年金と合体させることによつて、国民年金の財政調整を図りながら守つていこう、こういうふうに言われてもやむを得ない節があるんじゃないですか、どうですか。

○吉原政府委員 今、国民年金についてのお話がございましたけれども、多かれ少なかれ、国民年金に限らず共済組合を含ましてどの年金制度も、今後の人口の高齢化、受給者数の増大に伴つてそういう問題が生ずることが予想されるわけでございます。だからこそ、一つ一つの年金制度ではなしに、全国民共通の年金制度の基盤をつくつて、公平な給付、公平な負担を今度の改正案でお願いをしておるわけでございます。

○村山(書)委員 今私が申し上げましたように、何とかしなければ国民年金はもう早晩行き詰まるのです。これを何とかする一つの方策として、今申しましたように、一番余裕のある、一番力を持つておる厚生年金を基礎年金というものに合体することによつて国民年金の財源の安定も図つていこう、こういうねらいがあつたことは間違いないです。事実なんだから否定し得ませんよ。

そこで、そういう考え方もあつて、すべての年金に共通した土台として基礎年金をつくるというのでしよう。一体そのつくられる基礎年金の性格というのは何ですか。どういう性格ですか。

○吉原政府委員 基礎年金といふのは、今お話しのごさうな各制度に共通した給付として基礎年金といふものをつくりまして、その給付につきましては、国民一人一人があるいは各制度を通じて公平に費用を負担していく。そのことによつて、基礎年金については、国民の老後生活の基礎的部分といふ基本的部分、そういうものが支えられるようにしていきたい、こういうものでございます。

○村山(書)委員 基礎的な、基本的な部分が支えられるというその中身は一体何ですか。その基礎年金の理念といふのは一体どういうふうな位置づけたいのですか。なぜかといふと、これはすべての年金の土台になるのではありませんか。言うならば年金の年金ですよ。その土台になるものの理念やら性格が不明確なままつていくということ、これは、やはり将来に問題を残す私は思うのです。そういう意味で、やはり性格をはっきりしてもらひたい。総理大臣、どうですか。

○中曽根内閣総理大臣 一言で言えば、老後生活

における基礎的保障、あるいは老後生活のための基礎的支えというふうな解釈していただいていいのではないかと思います。

○村山(審)委員 基礎的保障、基礎的支えというその基礎の中身は何ですか。

○吉原政府委員 衣食住を中心とした老後の生活の基本的部分、基礎的な部分、根幹になる部分のことです。

○村山(審)委員 そうしますと、一人五万円という。一人五万円という五万円の額は、今あなたが言う基礎的な部分とか支えとかいう中身を分析しますと何ですか、五万円というのは。どういう積算ですか。

○吉原政府委員 この点につきましては、今までの御審議の中で繰り返し申し上げておりますように、現実の実際のお年寄りの方々の生活費が今どのくらいにかかっているだろうか、そういった調査をもとにいたしまして、先ほどの繰り返しになりますが、いわば衣食住、それから光熱費等を中心にした基本的な支出がどのくらいかということとを参考にいたしまして、この五万円という金額を決めたわけでございます。

○村山(審)委員 そうしますと、その五万円というのは、今の老人世帯の生活費とかそれから生活扶助の額とかそういうものを勘案しながら、基礎的にこの程度の額が支給されればある程度の支えになるという漠然とした意味ですね。そういう意味に解釈していいですね。そうした場合に、最低生活を保障するというナショナルミニマムの考え方と今あなたが御説明になった考え方とどういうふうに進むのですか。どこが違うのですか。

○吉原政府委員 恐らく御質問の趣旨は、生活扶助基準等を御参考になされまして、基礎年金が老後生活の一切を賄うものでなければならぬ、こういうお考えに立つての御質問かと思えますけれども、私も必ずしもそういうふうには思いませんで、年金でもって老後生活の一切を賄うものにするというの、負担との関係におきましてはなかなか困難な問題だろうと思えます。そういうこと

で、一切ではないけれども、普通のお年寄りの方の生活の基本的な部分はこの基礎年金で十分支えられるような年金額にしたい。それはまた、保険料の負担との関係でそういった金額が適当であるというところで、五万円というものにさせていたのだいわけでございます。

○村山(審)委員 正確に言えば、衣食住の基礎的な部分、あなたの説明を僕がまとめて言うのです、そういうものだ、こう言うのですね。これはここで論争したって始まりませんから、時間をとるばかりです。それからまた触れます。

そこで、総理の言葉をかりれば、基礎的な部分、老後生活の支えとなる部分を何とか賄えるようなものにして、こういう考えですね。そうすると、最低五万円は必要だということになりますね。ところが、政府はそういう宣伝をしております、一人五万円、夫婦十万円だ。しかしこれは四十年掛けて五万円ですよ。現実には五万円の基礎年金をもらえぬのはずうと先のことですよ。目に見えないはるかかなたですよ。今ももらえる人たちは最低一万五千元から二万円、三万円、四万円、こういうものしかもらえないのですよ。これで最低の支えになるのですか。どうですか。

○吉原政府委員 制度的には、四十年保険料を納めた方に五万円というものが支給されるわけでございまして、現実の今の厚生年金の水準は、定額部分、それから報酬比例部分合算しまして、現在、現時点で退職をされる方につきましては、十五万円から十七万円程度の年金が出るようになっていたわけでございます。現実には厚生年金の水準はそうなっておりますし、国民年金につきましても、先ほどお話しございましたように、二十五年加入される方につきましては、六十一年で五万円近い年金の資格を受けられるわけでございますから、おっしゃる通りに五万円の支給というものが決して遠い先ではないというふうには私は考えておるわけでございます。

○村山(審)委員 経過措置で当然加入できる期間を想定して、その加入できる期間の中で計算をした

て、そして満杯している者は五万円出すというものはありますよ。しかし、無業の妻で任意に加入している人あるいは全然入ってなかった人等々は空期間で計算でしょう。ですから、完全にすべての方が基礎年金五万円ももらえるというのはいつからですか。

○吉原政府委員 今度の年金改正におきましては、現在の世帯単位の年金から徐々に二十年ほどかけて個人単位の年金、一人五万円の年金が支給されるような仕組みに変えていくというところでございます。この制度が完全に本来の姿になるのには二十年程度の期間が要することは確かでございますが、そうかといまして、二十年たたないと五万円、あるいは先ほど言いましたような十五万、十六万というような年金が出ないということではございせん、現在の年金の仕組みにおきましても、相当程度の水準が維持をされているわけでございまして、将来に向けて給付水準というものを適正なものにしていく、こういう考え方に立っているわけでございまして、繰り返しになりますが、すけれども、決して五万円というものがそう遠い先の話として私ども考えているわけではございせん。

○村山(審)委員 これはさっき総理も答弁されましたように、基礎的な部分、老後生活を送る支えに必要な額、こう言われましたね。ところが現実には、五万円の年金をもらえる方は極めて少ない、完全にももらえないという方は先である。これはもう間違いないのですからね。私はこの事実をひとつ指摘しておきます。

もっと具体的な例でお尋ねしたいと思うのです。これは今までの質疑の中でも随分出ましたけれども、これまでの質疑の中で明らかになったことは、国民年金に加入している方の傾向を見ますと、保険料免除者数が五十八年現在で一六・七%、約三百九万人ある。この傾向を見ますと、五十年がわずかに八・〇だったのです。五十八年までの八年間に免除者が倍増しているわけですよ。免除者がこんなにふえた理由は何ですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。免除率の傾向でございますが、今までの三十六年間の傾向を見ますと、当初は免除率が一〇%を超える時期がございまして、それが制度の発展の過程で昭和四十四年あたりから一〇%を下回るというふうな状況になりました。それ以後、ただいま先生御指摘になりました五十年が一番最低の八・〇でございますが、その後上昇傾向になっておるわけでございます。

この理由をいたしましては、一般に、国民年金は、他の被用者年金に加入しておられない無業の方から、所得状況の厳しい方を被保険者としておりますので、一般的な経済事情というふうなものを反映いたしておると思えますし、いろいろ御指摘がありました保険料がこの過程で大変上がっておりますわけでございまして、そういった要素が総合的にこういった傾向になっているものと考ええます。

○村山(審)委員 今説明があったような傾向から類推しますと、これからさらに免除者はふえていく可能性がございまして、と申しますのは、この改正案が六十二年四月から施行されますと、今の保険料六千二百二十円が六千八百円になるのです。毎年三百円ずつ上がっていくのです。一番ピークが一万三千円ですよ。こうして保険料が上がっていく。これは五十九年現在の価格で計算した場合です。スライドしていきましてもっと上がっていくと思いますよ。

同時に、この国民年金に入っている方々の年間所得の額の分類を見ますと、六十万から百万未満の方が一〇・三%、百万から二百万未満が二八・七%、二百万から三百万が二〇・九%ですよ。こういう年間所得で、これは強制加入ですから、夫婦二人おれば二人おればいかにねですね。仮に一万三千円になったときに二万六千円おればいかにねですよ。こういう傾向から見てもいいと思います。私は、免除者は一層激増していくのではないかと。これは地方の場合は市町村でよくわかりますか。

ら、役場の方が丁寧に指導すれば免除の手続をとるかもしれない。大都会ではつかめませんが、もう掛け捨てになってやめてしまふ、いわゆる把握し得ない脱落者もふえていくのではないかと。

こうなつてまいりますと、免除者がふえる、脱落者がふえる、無年金者がふえる、基礎年金の土台が崩れていくのじゃないですか。その点はどうか。

○吉原政府委員 現行制度のままにしておきますと、今のピークの一万三千円が実は一万九千円になるわけでございます。そういったことは、やはり国民の負担の限界といふか限度を超えざる。免除者も当然ふえてくることになりましよう。そういったことで、給付の適正化を図り、保険料負担についても、現行制度のままにしておきますと、限界を超えるその度合いといふものを、適正な負担、国民の方々の負担できる範囲にとどめたいという気持ちで、実は今度の基礎年金の構想を提案をさせていただいておるわけでございます。

私は、おっしゃいますように、一万三千円の負担が軽いものとは決して思っておりません。今後とも年金の負担については国民の御理解を得なければ、なかなかこれだけの制度の維持運営というのは難しいと思っておりますけれども、やはり給付との関係で負担といふものも考えていくということになりますと、今の制度が給付の面からいっても負担の面からいっても一番適正なものではないかというふうに思っているわけでございます。

○村山(富)委員 一万三千円が高いとか低いとかいう議論の前に、今国民年金に加入しておる人たちの所得の実態を見た場合に、保険料を掛けることに大変無理があるのではないかと。そうすると、免除者がふえ、脱落者がふえて無年金者がふえていくのではないかと。これが基礎年金の土台を崩す一つの大きな要因になっていくのではないかと、こういうことが心配されるから聞いているわけですよ。私はそれは確かにあると思ひますよ。このこ

とを一つ今言うておきます。また議論したって始まりませんからね。

その次にお尋ねしたいと思うのですけれども、今、サラリーマンの奥さんというのは、無業の奥さんが一千万人いる。これは今までは任意の加入ですから、任意で入っておる者もあれば入らぬ者もある。大体一千万人くらいいる。この一千万人の方の保険料というのは、夫の厚生年金の保険料に加えられて払うわけですね。ですから奥さんは払わないわけですね。そうしますと、これは、今のような変動の激しい社会の中では極めて雇用は不安定なんですよ。いつ失業するかもしれない、いつ転職が起るかもしれない。そういう移動の激しい状況の中でどういふ管理をしていくのですか。同時に、夫婦といふのはいつまでも夫婦で一緒にいるわけじゃない。別居する場合もあるし、戸籍上いろいろ問題があるかもしれないけれども、離婚する場合もありましようし、いろいろありますよ。そういういろいろな夫婦関係、雇用も含めての現状に対して、一体この管理はどうしていくのですか。どうつかんでいくのですか。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。いわゆる三号被保険者の資格の問題でございますが、この点につきましては、ただいまの国民年金の被保険者の方とはほぼ同様な手続、処理をいたしたいと思つておるわけでございますが、まず、第三号被保険者の資格の確認でございますけれども、国民年金の現在の被保険者の方と同じように、御本人の届け出を待ちまして、その方が厚生年金の被保険者の配偶者であり、かつ、その被扶養者であるということを確認をいたしまして、三号被保険者としての登録をさせていただきます。この場合、当初確認をいたしまして被保険者原簿に登録をまいりますと、その年におきましてはその保険料の納入は必要ないということになります。しかし、その後、先生今お話しがありましたように、御主人の方の就業上の身分、また御主人との関係等に変化があるわけでございますので、その点の後のいわばフォローでございます。

が、これは私も具体的に細部を詰めておりませんけれども、例えば、現在は任意加入の被保険者の方に毎年保険料の納入をお願いしておるわけでございますが、そういう形で、毎年御本人にそういう状況に継続しておられるかどうかということを確認する手続をとっていただくこと、または、途中でそういった変化がありましたときに、届け出ということによりまして、その資格状況をフォローさせていただくというようなことを考えておるわけでございます。

細部につきましては、具体的な実施に当たりまして地方庁等の意見を聞きまして詰めたと思つております。

○村山(富)委員 これは大変難しい問題だと思ひますよ。だから、問題点として指摘をしておきます。

それから、今度のこの基礎年金に入る、厚生年金に入つておる方は強制加入ですからね。そうすると、無業の奥さんの場合には、さっき言いましたように、御主人が奥さんの分も一緒に払う、それから単身者の場合も、妻はないのだけれども、やはり自分の掛ける厚生年金の保険料の中に妻の分も含めた形で保険料を取られる、そうなりますね。これはある意味では相互の支え合ひですかね。そういうものがあつてもやむを得ない節があると思つたのですよ。しかし、それはやはり限界がありまう。ところが、保険主義といふのは納めた方が還元してもらふ、年金で給付してもらふ、こういう姿のものだと思つたのですけれども、これは全く世界に例がないですよ。保険料は本人は全然納めなくて、しかも年金は給付される。それから、奥さんがなくて給付はないのにその分の保険料は納めなければならぬ。そうなるでしょう、実態的には、そういうところにこの制度の中には矛盾があるのですよ。

それからもう一つ、ついでにお尋ねしておきたいと思うのですが、例えばパートの場合は、今度税法の改正で、九十万円以上の賃金をもらふ人は扶養控除からなくなるわけですね。九十万円以下なら税金を納めなくていいけれども、九十万円を超すと税金を納めなければならぬ。そうしますと、税金の面では扶養控除から除外されるわけですよ。

一方、今度は労働省の規定から見ますと、パートの場合、一週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間数の四分の三以上であること、この四分の三以上の就労時間があれば雇用労働者と認めるといふ中身のものだと思うのですが、これは言うならば、社会保険に入りなさい、入れなさいという方ですね。一方、税金の方は扶養控除から排除するのですか。こういう問題の扱い方はどうするのですか。どこで調整をするのですか。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。

第三号被保険者の定義をいたしましては、配偶者であるということと、被扶養配偶者といふふうになつておりますので、扶養されているかどうかということになるかと思ひます。今先生お話しした点でございますが、例えば、御本人が収入がありまして被扶養者としての認定がない場合には、三号被保険者としてはこちらは確認できないと思ひます。

それから、もう一つの社会保険の適用の面でございます。年金保険に關係して申し上げますと、その方の場合に厚生年金の被保険者としての加入がどうなるかということになるかと思つたわけでございますが、これにつきましては、その企業に雇用されておるほかの常用労働者とは変わらないうような状況、つまり四分の三以上の就業時間を持つておるといふような実情を踏まえまして、私どもとしてはこれを適用するようにという指導をいたしておるわけでございます。

現実問題といたしましては、今先生御指摘のような事情は、奥様御自身が厚生年金の被保険者として適用される形になるのではないかとと思ひます。

○村山(富)委員 いや、形の上ではそうなるんだけれども、税金の面では税務署、住民税は市町村

が認定しますね。常用かどうかという位置づけについては、労働省がこの規定でもって指導するのでしょう。そうすると、社会保険に入るべきかあるいは国民年金に入るべきかという判定や指導はどこなすのですか。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。

年金保険に關しましては、私どもの方で厚生年金の適用を所管いたしておりますので、厚生年金の適用につきましては労働省の御指導とほぼ同じ水準で適用いたしております。したがって、今、先生は、税金の場合の扶養の姿と社会保険の適用と食い違うケースがあるのではないかと御指摘かと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、国民年金の保険者としての市町村が認定をしますときは被扶養かどうかというのを問うて認定いたしますので、社会保険の適用問題は形式的には入ってまいりません。社会保険の適用問題は社会保険事務所に適用させていただきますけれども、実質問題としてはその間に乖離はないものと思つておるわけでございます。

○村山(三)委員 日本の行政というのは、大蔵省、労働省、厚生省全部縦割りで、今御説明があつたように、実際問題として末端ではなかなかうまくいかぬと思ひます。社会保険事務所の、大蔵省がするの、税務署がするの、市町村がするの、これはやはり混乱すると思ひます。そういう意味で私は今までずっと指摘したのです。

一つは免除者がふえる、それから脱落者がふえて無年金者がふえていく傾向にある。さらに無業の妻、サラリーマンの奥さん、一千万人からいる層の管理は、いろいろ内容を分析してみますと困難性がある。今指摘したような問題がある。パートの問題、これはますますふえていくわけですね。こういうことを考えた場合、基礎年金を保険主義でやろうとするところに無理があるのではないかと。

外国の場合などを見ますと、基礎年金にはナンヨナルミニマムで最低を支えるという理念があり

ますよ。そして、労働者平均賃金の二五％くらいというめどもあります。ある意味では性格がはっきりしているのですよ。従来の雇用保険だつて定額部分はある。この定額部分というのは、ある意味では基礎を支えるという最低保障ですよ。

今度の基礎年金というのは、今まで議論しましたけれども、理念や性格が全然ないのです。全くあいまいな形でつくられていまして、そのときどきで、どうでも都合のいいように解釈されるのです。しかも、推移する中でも基礎が崩れていく可能性、要因を持つていまして、こういうものであるだけに、今すぐは無理にしても、後で申し上げますけれども、少なくとも現行制度の中で負担をしていく程度の国庫負担を減らすに見ていけば、当面は三分の二くらいは国庫負担で見ると、三分の一くらいは保険で見ると、五年ごとに見直しがあるのですから、その見直しを踏まえながら将来は税方式も検討していく、こうでなければ、国民が安心できる基礎年金の土台というのはできないのではないかと思ひます。が、総理、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 我が国の今までの伝統といたしまして社会保険システムをとつてまいりまして、給付と負担の公平という観点で今までやってきたわけでございます。そういうようなことで国民に慣熟して、今までの世論調査等を見ましても、社会保険制度、そういう方向の嗜好性が強いようでございます。そういう観点に立つて今度の一元化というものを考えておるので、いろいろ具体的なもの合わせの問題になりますと各省庁間のいろいろな打ち合わせ等が必要であると思ひます。が、制度の基本としてはこれが適当ではないかと思つております。

○村山(三)委員 アンケートなどはとり方でもなるわけですからね。これは今までの質疑応答の中にもはっきりしていますけれども、今の制度のまま継続したらやがて行き詰まると思ひますよ。当然行き詰りますよ。なぜかといひますと、負担の能力には限界があ

るから、例えば租税と社会保険の負担は四五％ぐらゐを限度にすると出てますね。しかも、給付の水準は六八％ぐらゐ、六〇％ぐらゐを維持していく、こう言つていられるのでしよう。これは当然行き詰りますよ。そうなつた場合に、私はやはり税方式を取り入れざるを得ないということになると思ひます。これは今すぐというのではなくて、十年くらいは経過の中で国民の皆さんにも十分理解をせよ。これは国民の最低生活を保障する大事な年金ですから、目的を明確にして国民に訴えていけば、やむを得ないといつて理解を求めることができると思ひますから、将来は恐らくそうせざるを得ないようになっていく。今ここで、私は、将来は必ずそうなるという見解を申し上げておきます。

次に、問題を変えます。総理、今度の改正案を見ましても、各年金は縦割りになつておりますね。縦割りになつていながら年金の土台に基礎年金を据える、そしてその基礎年金の上に厚生年金も共済年金もすべて報酬比例があるわけですね。給料をもらつていますから、労使負担で保険料を掛け、そして報酬比例部分をもらつていくわけですね。その基礎年金と報酬比例部分を合算して、あるいは企業年金がそれにつきまします三階建てをトータルして、その人は年金をもらつていくわけですね。しかも基礎年金だけしかもらえないのですよ。しかも五万円というのは大分先の話なんです。こういう実態を考えた場合に、やはりこの国民年金にも、所得は違ひますからその所得に応じて、所得が把握しにくいとかいろいろ問題はありますよ。ありますけれども、三ランクぐらゐ設けて、私はこのランクで保険料を納めますといつて申告制にして、そして所得比例を取り入れて、余り被用者年金と国民年金と格差のないような年金制度を考えてやる、これは大変要望が強いと思ひます。が、どうですか、総理。

○中曾根内閣総理大臣 村山さんがおっしゃるようなアイデアも一つの御見識であると思ひます。ただ、所得の申告あるいは所得の把握という

問題が現実の問題として出てきた場合に、果たしてうまくいくであろうか。また、それによりましていろいろ格差が多少出てまいらるおそれがあるのではないかと。そういう場合に、公平感という面から見てどういふ問題が起きるであらうか。そういう点は今後大いに検討を要する問題であらうと思ひます。

○村山(三)委員 所得の把握が難しい、これは自営業ですらね。しかし、それは本来税金なんというものも申告制が建て前ですよ。私は、国民年金に所得比例部分をつくつて、そしてその人の所得において申告をさせて、そしてランクに位置づけて保険料を納めてもらう、これは調査もしやすすくなるのじゃないですか。むしろ、今の税金の掛け方よりも、申告制にしてそういう扱い方をすればだんだん地ならしができる、税金の方も正確に取れるのじゃないかと私は思ひます。総理も御存じでしょう。これは今まで話し合ひの中で、与党の皆さんも、それはよく納得できます。だから今後十分検討しましょう、もうこういうことになつていくわけですね。総理、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 先ほどから申し上げましたように、一つの御見識であると思ひますが、しかし、これは実際やるといふ場合になると、国民の皆さん、特に自営業者の場合には所得に触れるというのを非常に嫌うのです。これはもう税務調査その他におきまして今まで経験しているところなのであります。その辺に關して、これはよく検討する必要がありますのではないかと、国民の選好性の問題がかなりあるだらうと思ひます。

○村山(三)委員 これはもう、総理がそういう回答をされても、与野党の話し合ひの中では、今後の検討課題として検討していきましようということになつていくわけですから、ひとつ十分御検討いただきたいということだけ申し上げておきます。

それから次に、年金の支給開始年齢並びに在職老齢年金制度について若干お尋ねしたいと思ひます。

ですけれども、今度の改正案では、本則では六十五歳、附則で六十歳となっているわけですね。これはいつごろから六十五歳にするというめどですか。

○吉原政府委員 年金の支給開始年齢の問題、将来六十五にするかどうか、これは将来避けて通れない問題だとは思いますが、現時点で、雇用の状況なりあるいは定年制の状況からいって、支給開始年齢だけを先にすることは時期尚早であるという考えから、現状のまま六十歳にしているわけでございます。やはり雇用の状況なり定年制の状況、そういったものの推移を見きわめながら、国民的な合意を得て、支給開始年齢の問題はその時点において改めて検討すべき問題だと思っております。

○村山(書)委員 これは雇用の状況の推移を見ながらと今言われましたね。そうすると、まだ六十五歳をいつからにするかめどがついていない。めどがついていないものを本則に入れて、そして現実に行っているものを附則に入れるというのはどういうわけですか。

○吉原政府委員 この年金改正案におきましては、あくまでも基礎年金というものを年金の基礎、基本というふうに考えているわけでございます。その基礎年金の支給開始年齢は、もう御案内のとおり各制度を通じて六十五歳ということに統一をしているわけでございます。そういった意味におきまして、この新しい制度におきましては、基礎年金を中心に、核に据えて、六十五歳という支給開始年齢を決めておりますが、それぞれ厚生年金なり共済の年金制度につきましては独自の給付として考えていく。それは厚生年金について申し上げますと現行の六十歳にとどめおくというところでございます。

○村山(書)委員 時間がだんだんなくなるものですかから急ぎますけれども、これは厚生年金に入っている方は大変不安に思っていますよ。現実には六十歳定年というのは五割ぐらいにいていますか、これは労働大臣が来ていますから後で聞きますけれどもね。

すけれどもね。そうしますと、まだ五十五歳で定年になるところもありますよ。五十六歳で定年としますよ。そういう場合に、今度の改正案では本則に六十五歳になると入っている。いつからなるのだらうか、その間の生活はどうするかと大変不安に思っております。そういう不安を与えるというところを考えた場合に、当面は六十歳でいくのですと本則にちゃんと据えて、雇用の状況を見ながらやがては六十五歳にするかもしれないというように意味のあるものであれば、それは安心するかもしれない。それは私はやはり実問題としておかしと思うのですよ。

私は、ここで労働大臣にちょっとお尋ねしますけれども、定年と年金の支給開始年齢というのはどういふ関係にあるのが一番いいと思いませんか。現状、定年制というのはどうなっていると思いませんか。どうなっておりますか。

○山口国務大臣 人生五十年があつたという間に六十年、七十年、八十年の時代でございますから、当然、高齢化社会における雇用の問題、定年制の延長の問題は時代的必然でございます。我々も六十歳定年に對しまして行政挙げて取り組んでおるわけでございますけれども、昨日も雇用審議会を再開いたしました。六十歳の定年延長の法制化問題も含めまして審議をお願いをしておる、そして六十五歳定年への布石を早々に進めていきたい、こういうことでございますから、当然、年金と雇用の連携の中に高齢化社会における国民の皆さんの安心と社会的貢献をひとつお願いしたいと考えております。

○村山(書)委員 やはり、自民党の大臣と新自由クラブの大臣とは幾分か違うのですね。そこで、なおお尋ねをしたいと思うのですけれども、在職老齢年金制度というものがありませんか。これは総理、よく聞いてもらいたいと思うのですけれども、今の在職老齢年金制度というのは、六十歳から六十五歳までの間、在職をして給与所得のある人の年金は減額するわけでありま

す。四万五千円から九万二千円までが八割、九万八千円から十二万六千円までが五割、十三万四千円から十五万五千円までが二割の年金をもらうわけがあります。いいですか。そうしますと、例えばこの六十歳から六十五歳までの方がどこかに就職をする、こうした場合に、仮に年金が十万円ついておる、その場合に、給与が九万円の場合は年金は八割です。八万円の場合は七割です。そうすると、合計すると十七万円になるのです。ところが、給与を十万円もらう、こうした場合には、年金は五割です。五万円になるのです。トータルは十五万円になるのです。そうしますと、九万円です職するから十万円の給与をもらうかということによって、トータルがうんと違うのです。こんなばかな話はないでしょう。そうしますと、年金で賃金が操作されます。あなたは在職老齢年金で年金が五割しかもらえなくなるから給与は九万円です。我慢しなさいよ、そうするとトータルは同じじゃないか。こうなると年金で給与が操作されるのです。こういうあり方について、これは労働大臣と厚生大臣に聞きますけれども、どう思いますか。——ちょっと大臣に聞いておる、二人の大臣、労働大臣と厚生大臣。

○吉原政府委員 今の在職老齢年金の仕組み、実は御指摘のような不合理がある、おかしな点がある点につきましては、私ももうそういうふうにしておりまして、現実にはそれをどういうふうにしていったらいいかについては、実は審議会等でも御議論をいただいたわけですが、なかなかいい結論というものが得られなかったわけでございます。

それで、この問題についてはさらに時間をかけて今後検討しようじゃないかということになつて、実は今度の改正案におきましては、従来どおり、ただ、今おっしゃいました二割、五割、八割の支給の金額のラインは少し改善、アップをいたしますけれども、基本的な仕組み、考え方は現行どおりとしているわけでございますが、その点につきましては、今後の年金制度の一つのあり方と

してよく研究をさせていただきたいと思っております。今のままでいくのがいいとは思いません。

○山口国務大臣 村山先生の御指摘のような問題、当然懸念されるわけでございますが、そういう高齢者の雇用者の方々の給与と年金の問題等につきましても、今厚生省からもお答えございましたけれども、国民年金の今審議をいただいているわけでございますが、厚生省と労働省で、高齢者における年金と雇用、給与の問題も含めまして両省間で協議していこう、こういうことで両省間においてその設置を決めて討議していこう、こういうことを今進めておるところでございます。

○村山(書)委員 これはちょっと総理にお尋ねしたいと思うのですけれども、今言ったような矛盾があるのです。今度共済組合法が改正されれば、共済組合法はこういう仕組みが取り入れられるのかどうか知りませんが、共済にはこういう制度はないのです。大変な官民格差だと指摘されている一つのものなんです。

そこで、私も、やはり今の雇用の実態からするならば、年金の支給開始年齢は六十歳が当然だと思えます。六十歳を守るべきだ。仮に六十歳から六十五歳に将来なるにしても、雇用は定年制があるいは追いついていけないかもしれない。その場合に、六十歳から六十五歳までの方々にどう就労してもらうか、働いてもらうか。これはある意味からしますと、お年寄りというのは、金をもらうだけでなく、やはり自分の経験を社会のために生かしたい、まだ働けるのだから働きたい、これが生きがいの一つでもあるわけです。そうしますと、お年寄りが自分の能力を生かして社会のために役立ちたいという気持ちが生かされるような、そういう雇用政策というものを十分考えていく必要がある。しかし、一人前の労働者として働くにはもう体力がついていけない、こういう事例が多いと思えます。

そういう場合に、スウェーデンなんかでは、俗に言われる部分労働、例えば一日に五時間働きま

す、一日に四時間働きます、そして働いた分の賃金をもらって、その賃金に部分年金で年金額を追加される、こういう仕組みというものを考えていけば、合理的に解消できる道も開けていくのではないかと。これがまた、老後対策としては、一つの年金と雇用とを組み合わせた総合的な対策としていいのではないかと。もう一つは、年金の運用について、合理的な解決が行われるように督促してまいりたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 今の退職時とそれから年金支給時との格差という問題は、非常に大事な問題である。私も心得ております。これらの問題につきましても、関係各省庁におきまして引き続き合理的な解決が行われるように督促してまいりたいと思っております。

○村山(審)委員 だんだん時間がなくなりますから、もう飛ばして、最後に積立金の運用について若干お尋ねしたいと思っております。

今、厚生年金の積立金は、五十八年度末で四十四兆円、五十九年度になりまして大体四十八兆円になるというふうに聞いています。今の厚生年金の積立金というのは資金運用部に入っております。七、一％ぐらいの利回りで運用されているわけですが、これはもうずっと以前から指摘をされておりますように、被保険者が介入する余地は全然ないのです。意見が反映されるという余地は全然ないのです。一方的に資金運用部に入られて運用されているわけですが、わずかに原則三分の一ぐらいは福祉関係に還元融資をするということが決められているわけであって、この資金運用について何らの発言権もないのです。共済は自主運用ですから自主的に運用しています。もったいない利子で運用すればこれは大変な財源の違ひがある。こういう問題について、これは以前から共済並みに厚生年金の積立金も自主運用ができるように、さもなければこの審議会に被保険者の代表も参加できるように、意見が反映できるようになすという運営にしてみたい、こういう要望が大変

強いのです。これは一％利子が違ったって四千四百億ぐらい違うのですから、これは大変な違ひです。私は、そういう運用を、今後は当然掛けた被保険者のためにも考えるべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 国民年金あるいは厚生年金というものは、ある程度、国の信用とか国の制度とか国の政策とか、そういうものが背景でこれが実行されております。国民の皆さんも国を信用しておやりいただいているのではないかと。思います。そういう意味におきまして、これが処理につきましても、国の一般方針というものと関係なしに処理されるということは必ずしも適当でない、やはり国の一般政策あるいは金融関係との調整、こういうものをよく考えて行われることが望ましい、そのように考えております。

○村山(審)委員 これは、積立金の性格から考えてみて、労使が負担しているのではありません。給付するときに国がわずかに三分の一の負担金を出すだけですよ。この積立金というものは全部労使が負担した金ですよ。国の金ではないのです。厳密に言えば、その積立金の運用について、保険料を納めた被保険者が発言権を全然ない、意見も言えない、そういう運用はどう考えてもおかしいのじゃないですか。この運用については被保険者の意見が十分反映できるように仕組みにする必要がある。

重ねてお尋ねしますが、これはどうですか。

○中曾根内閣総理大臣 ただいま申し上げたとおりでございます。今まで財投等におきまして非常にお世話になっておりました、私は感謝しておるところでございます。しかし、今おっしゃいましたような筋も多少考えるべき点もあると思ひます。しかし、やはり国全体として考えてみまして、国の一般政策にこれを活用させていただくというところが筋ではないかと思っております。

○村山(審)委員 これは各委員会、審議会等の答申も指摘をされていることですから、大臣よく調べて、そしてやはり答申も尊重して、少なくとも

も、被保険者の掛けた金ですから、被保険者の意向なり意見が十分反映できるように仕組みに考えていくのは当然だと思いますから、なお検討をお願いしておきます。

それから、今の問題と関連をして、これはきょうの午前中の質疑の中でも行われたのですけれども、行革特例法で五十七年、五十八年、五十九年と国の負担をカットしているわけですが、これは三カ年間の特例法ですから、特例法は期限が切れるわけですね。そうしますと、当然本則に返らなければならぬ。利子をつけて返すという約束になっているわけですね。六十年年度予算編成の前ですけれども、この扱いはどうするつもりですか。

○中曾根内閣総理大臣 この問題は、前内閣のときにおきまして、五十九年度赤字公債依存体質から脱却する、そういう目標を立てまして、五十九年という年次が区切られたものと記憶しております。今その年次が参りまして、六十年年度予算編成中でございますが、この予算編成の過程におきましていろいろ考えながら処理してまいりたいと思っております。もうしばらくの時間でございますが、よく検討してまいりたいと思っております。

○村山(審)委員 これは大変な問題ですからね。さつきから議論している、厚生省は、今度の改正案を国民にPRするのにも、老齢化社会がやってくる、財源はだんだんなくなっていく、保険料をうんと上げなければならぬ、だから保険料はこの程度に抑えて、給付をこの程度に抑えないと財源がもたせませんよ、こう言ってPRしているわけですね。そういう状況にあるときに、この国の負担をカットした分はだれが負担しているのですか。保険料で賄われるのです。保険料で立てかえるのです。しかも、金額を調べてみますと、六十年年度には元利合計一兆一千億円で、六十年年度になりまして一兆五千億円になります。莫大な金です。これを掛けた保険料で立てかえているのです。保険料は倍も上げて、給付は三割も下げて、国民に我慢しないといふPRしているの

じゃないですか。そして国の負担は平然として立てかえて、まだ払えませんか、いつ払えるかわかりません、こんなことでは責任がないじゃないですか。私は、六十年年度予算編成の中では約束どおりちゃんと厚生保険特別会計に返してまいりたい。この点はどうか。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど申し上げましたような事情で五十九年度という区切りがついたわけでございますが、六十年年度の予算編成の過程におきまして処理してまいりたい、先ほど申し上げましたとおりでございます。

○村山(審)委員 時間が参りましたから、最後に総括して、一言お尋ねしたいと思っております。最後にも、たしか中曾根総理が行管庁長官だったときだと思っておりますが、年金の一元化という問題が以前から話題になっておりました。例えば厚生年金は厚生省、国民年金は厚生省、地方公務員は自治省、国家公務員は大蔵省、ばらばらになっているのです。このばらばらの行政を行政的に一元化を進める必要がある、そうでないといふ年金制度の一元化も難しい、こういういろいろな意見もあって担当大臣が厚生大臣と決められたのです。けれども、これは今までの議論の中でも、やはりそれだけの縄張り縄張りでちゃんと守っていますから、担当大臣がなかなか踏み込んでいけないのです。だから、担当大臣で行政を一元化するというのは名目だけであって中身は何も伴っていない、こういう現状にある。しかも、閣議決定では七十年をめぐって年金制度の一元化を進めていく。これはできませんか。だれが責任を持って統括してやるのですか。どうなっていますか。

○増岡内閣総理大臣 厚生大臣が年金担当でございます。内閣審議室長がそのもとでいろいろこれらの作業を進めてまいるわけでございますけれども、これまでのところ、いろいろ話し合いました結果、先生御心配のようなそこを来すことではないと思っております。

○村山(審)委員 あなたが、ないと責任を持って言い切つてやれるならいいですよ。しかし、この

年金法の審議をする過程の中で連合審査もやりました。その連合審査の中で、共済は共済、それぞ

れ孤軍を待つた形で踏み込めないじゃないですか。厚生大臣が担当大臣ですから、総理大臣の前

で、私は責任を持ってませんという答弁はできない

と思いますよ。だからそう言ったのだらうと思

いますけれども、実施としてはなかなかしにくい、

やりにくい、そういう面がたかさんある。まだ

まだ縦割りの縄張りというものがあって、それぞ

れ沿革もありますからなかなか難しい問題だと思

うのです。難しい問題であるだけに、やはり行政

はちゃんと責任の所在を明確にして行政の一元化

を図って、そして年金全体の統合を進めてい

く、こういうものにする必要があると私は思いま

すから、最後に、総理大臣の見解を聞いて終わ

たいと思います。

話をしたいと思っています。

適切な評価というものは正しい認識からとよく

言われます。例えば、中曾根代議士は現在日本の

総理大臣である、これは正しい認識です。戸井田

代議士は現在衆議院の社会労働委員長である、こ

れは正しい認識です。しかし適当であるかどうか

ということが評価になるわけでありまして、今論議

されております年金というのは一体何だ、あるい

は基礎年金というのとは一体何だ、この正しい認

識に立たなければその適切な評価も出てこないとい

うものであります。

したがいます、私は、私自身が、今言った年

金あるいは基礎年金というのに対して、このよ

うな認識に立っておりますということを簡単にま

とめて述べますので、もし私の考えに大きな誤り

があれば遠慮なく指摘をしていただきたいし、ま

た訂正もお願いしたいと思うのです。しかし、大

筋においてまあまあ間違いないとお考えになれば、

おっしゃっていただければいいと思います。と申

しますのは、年金制度に対する基本的な認識が、

総理大臣と私の間で大きく食い違っているれば論議

にならないからでございます。

そこで、一般論として申し上げますと、例えば

サラリーマンの場合は定年退職というものがござ

います。自営業者、農業者の方々は、定年という

ものはございませんけれども、やがて体がきかな

くなつて十分な労働ができなくなる時期が必ずや

つてくる、すなわち老齢となる危険があるという

ことである。あるいはまた、年若くして障害者とな

つて、志に反し職業生活から離脱していかねばな

らないという問題、つまり障害者となる危険があ

るわけです。さてこれらが働き盛りだということ

に、不幸にして亡くなる、後には妻や子供が残

される、こういう事例がたくさんあります。死亡

するといふ危険があるわけです。私たちがだれも

が、今申し上げましたような、老齢の危険、障害

の危険、死亡する危険、こういう三つの危険を背

負って生きているわけでございます。しかも、こ

れらの危険に遭遇した場合は、本人やその家族に

とっては安定的な収入が途絶えてしまふというこ

とを意味するものと思ふのです。

このように、だれもが同じ危険性を持っている

総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる旨の法律上の修正をいたします。こういうことで私はまあまあ納得しました。それは遠い将来にやるのではなくて、近い将来に必ず行き詰まる現象が起こる、必ずそれは取り上げてほしい、それは法律でうたわれたことによりまして担保されたものと私は考えております。

定額保険料というものはとにかく貧富の差がございませんでね。貧富の差を問わないわけですね。一定の保険料であり、所得の再配分にもなっております。むしろ逆進性がありますから、保険料の負担は低所得者層に非常に苦しい思いをさせております。全く不公平である。この点について政府も法律にうたうほどの反応を示しておりますので、これも、総理大臣のお気持ちもこの際にお聞かせをいただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 非常にきめの細かい御配慮をいただいている点で、一つの御見識であると私も思います。

ただ、先ほど来申し上げますように、所得割というふうな発想が入ってきます場合に、一体所得の把握という面がどういふふうな反応を呼ぶであらうか、正確にできるかどうか、あるいはそれに対象となる人たちがそれを喜ぶであらうかと、そういう問題についてはよく検討してみることがあると思っております。

○大橋委員 現在トーゴーサンという事実、不公平正税制があるわけです。しかし、その中から所得税も取られているし、そしてまた社会保険料も徴収されているわけですから、その気になれば実行できると思うのです。今基礎年金が崩壊するかもしれないかの境ですから、これは重大な問題ですから、強くその問題を指摘しておきます。

それから給付水準と基礎年金額についてでございますが、先ほど申しました我が党の修正の柱のところでございます。政府案は、勤労者の平均賃金の六九％というところに設定しまして、逆算的に基礎年金を一人五万円ということにしたわけですね。また、昭和五十四年の総理府の六十五歳以上

の老人全国消費実態調査に基づけば、それを現在に置きかえれば五万円になるんだ。それはなぜかならば、四万七千六百一円である。六十五歳以上の消費実態から見ると四万七千六百一円だ、だから五万円というところで基礎年金額を設定した、こういう答弁があつておりました。この実態調査によると、衣食住、光熱費、これはたしか四万七千六百一円でございます。しかし、これに保健医療あるいは交通費、文書通信費というものを加えますと、どうしても五万五千円ちょっと上になるのです。私は、これが老人の六十五歳以上の方々の実態なんだということを、総理府が調査して出てきた内容ですから、少なくとも五万五千円に引き上げたらどうだ、こう主張したわけですね。しかし、その財源をどうするんだということになるわけでございますので、現在の国庫負担が、基礎年金に対しては、現在夫婦で十万円、それに對して三分の一でございますから三三・三％です。これを六十一一年四月から一挙に上げるとい

うのは無理でしょうから、徐々に十五年かけて四割まで、四〇％まで持っていけばこの支給は可能です。しかも、四〇％に引き上げても現行の年金に対する国庫補助率、国庫補助額よりもぐっと下です。私は、これはぜひ実施してもらいたいというところで強く修正要求したのですけれども、ここはどうも骨格部分で譲れないということで、附帯決議になつてしまつております。これはやはり問題だと思つてます。ですから、この点について総理大臣はどう思われるか。もうぎりぎりの線だと思つてますよ、五万五千円は。どうでしょうか。

○吉原政府委員 基礎年金の水準の考え方につきましては先ほどから申し上げておりました。いまは、やはり負担との関係、それから現実にとりだけの国庫負担が可能などうか、そういうことも考えなければならぬので、将来の問題としてはともかく、現時点においては政府案の考え方を御理解いただきたいと思つてます。

○大橋委員 実務者の局長さんが、今は無理とし

ても将来は重要な検討事項だと言いました。総理もそういうふうに思われますか。

○中曾根内閣総理大臣 政府の一員といたしましてはできるだけ温かい措置をやつてあげたい、それはみんな気持ちは大橋さんと同じなんです。ですが、保険財政の現状あるいは特に現在負担している皆様方のお立場全般を考へてみますと、まことに残念ですが、五万円という程度に今せざるを得ないのは残念であります。

しかし、将来は、いろいろ保険財政がどういふふうになつていくか等もよく見きわめながら検討してまいりたいと思つております。

○大橋委員 中曾根総理の経済政策が非常によろしいというこの前の新聞論調もございましたが、そうならば、だんだんよくなつて、当然こういう問題は簡単に解決できることではないかと私は思つております。これは早急に改善をしていただきたい。

時間もだんだん迫つてまいりましたので、もう一つ大きな問題をお願いしたいと思います。それは、年金がこれまで論議になつてきたものとただせば、老齢福祉年金がめい玉年金じゃないか、そういうことで年金論議がどんどん高まつてまいりまして今日にわたつてございます。ついに基礎年金構想を導入した大改革になつたわけでございますが、障害福祉年金、母子福祉年金の対象者は今回完全に救済されました。ところが、老齢福祉年金対象者は全くびりつとも触れられていないのです。これは片手落ちではないか。社会保険方式をとられた立場から、人数も多いことだし無理だということもわからないわけではございませんが、これも一挙に上げてくださればいいと思つてます。(毎年上げていく)今不規則発言で毎年上げていくという話があつておりますが、そのとおりです。毎年計画的に上げてもらいたいのです。それも、少なくとも十五年がかりで千五百円くらいずつ上げたらいかがでしょうかというのです。なぜ十五年としたかといふと、国民年金の定額単価の二千元を十五年かけて千二

百五十円に引き下げますね。一方をずつと引き下げていくわけですから、少なくともこの老齢福祉年金対象者は、別個の国庫で少しづつ、千五百円ずつ引き上げていけば、十五年目には、五万円には到達しませんが、かなり基礎年金に近づけることは可能でございます。しかも、お金の毒でございまして、老齢福祉年金対象者は毎年二十万人以上もお亡くなりです。ですから、この方々に対して仮に予算額をふやしてみても、現在の予算を落とさない限りむしろ余るくらいにあるのではないかと私は思うのです。ですから、このことを考え、ましてや老齢福祉年金対象者は昭和八十五年にはゼロになるという統計が出ております。ですから、我が国をこんなまで繁栄さしてくださつた大功労者ですから、この福祉年金対象者に對しては必ずしもでございますが、毎年計画的に上げていくということをお願いしたいと思つておりますが、いかがでございますでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 老齢福祉年金の受給対象者は、戦後の再建についていろいろ御苦労いただいた老齢の御老人でございますから、我々為政者としてもできるだけのことをしてお報い申し上げたいと思つておるのでございますが、遺憾ながら財政が非常に苦しい折から、これはほとんど全額国庫負担で、約二百三十万人くらいの方に約六千九百億円くらいの予算を投じておるわけでありまして、そういう状況を見ますと、今にわかに大橋さんのお言葉とおりのことはちょっと難しい状況にあると御理解をいただきたいと思います。次第でございます。

○大橋委員 老齢福祉年金者が、この年金の大改革のときに、我々だけは見捨てられたか、このようないふ思いでいらつしやるのではないかと。ですから、何らかの姿で必ず対処してまいりますと答えてください。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど来申し上げますように御老人の方々でありますから、我々としてはできるだけ誠意をお示して御安泰な老後を願

つておるわけですが、今にわかこれに改善するといふことはなかなか厳しい状況です。しかし、今まで毎年少しづつではあります。上げてきているのでございまして、今後、財政の状況を見まして、できるだけ御期待にこたえるように努力してまいりたいと思ひます。

○大橋委員 それでは、最後にもう一問お尋ねします。

先ほど申しましたように、障害等級を国民年金に調整しますと厚生年金の三級の一部分が残るわけですね。この三級の方については今回は非常に改悪の状況になっておりましたので修正を要求しましたら、最低保障額として三万七千五百円を見ましようという修正にはなっておりますが、私はこれは低いと思ひます。いわゆる障害基礎年金というのは一級、二級です。一級、二級しかないのです。それも子供の加算が付きまう。上積みの方です。それから厚生障害年金も一級、二級、これには妻の加算が加わります。三級は全然子の加算もなければ妻の加算もないのです。ただ二級と同じ計算額のものをもつて支給しましょう、こういうことになつたわけですね。ですから、給料の高い人は割といただけるかもしれませんが、給料の低い人はわずかな金額になるわけですね。そこで初めて最低保障額ということで、三万七千五百円が出てきたわけでありまして、しかし私は、もう子供の加算もなくなる、妻の加算もなくなるという障害三級者に対して、確かに障害は一、二級に比べると非常に軽くなると思いますが、それにしても三万七千五百円は低過ぎると思ひます。これは少なくとも四万以上に上げていただきたいと思ひます。いかがですか。

○吉原政府委員 三級障害の方は一、二級に比べてまして障害の程度が比較的に軽い方が多いわけではあります。また現実には非常に収入のおありの方も一、二級に比べて多いということ、現行制度よりやや御辛抱いただくということになつたわけではあります。今回の修正の与野党間

のお話におきましても、私ども最大限御指摘に沿うような努力をしたつもりでございまして、現時点ではひとつこれで御理解をいただきたいと思ひます。

○大橋委員 衆議院を通過してもまだ参議院の段階がございまして。我々はこの修正要求はあきらめませんから、そのつもりでいてください。

あと一、二分ございまして、最後にもう一問御要望いたしますが、厚生年金の第三種に関する要望です。今回これも非常に改悪の状況になっております。これも激変を避けていただきたいということですが、どうですか。

○吉原政府委員 激変緩和ということ、私どもとしてはできるだけ配慮をしたつもりでございまして、なお検討させていただきます。

○大橋委員 総理、これについて最後に一言答えてください。

○中曾根内閣総理大臣 御意見として承りました。よく検討させていただきます。

○大橋委員 終わります。

○戸井田委員 小淵正義君。

○小淵(正)委員 このたびの改正案につきまして、基礎年金が導入される、そういう点から見ますと我が党としては前向きに評価できる点もございまして、しかしながら、個々の内容に至りますと、いろいろ修正意見等を出しておりますが、一部分は理解されて取り入れられるような面もございまして、まだまだ不十分な点もございまして、したがって、私は、そういう点ではいろいろまだありますが、せつかくの時間でございますので、大きな問題として柱を三本に絞りました。個々のまだ不十分な点については参議院段階での議論を待つといたしまして、そういう関係で御質問申し上げる次第であります。

まず第一に、このたびの改正案は、少なくとも現行の年金制度が三本立ての制度間の不合理、不公平等があるというところを含めて、制度の統合一元化ということのスタートとして出されたものだといふように理解をいたしますが、その

ようなことから考えますならば、これからの統合一元化のスケジュール、そういうものについてはつきりと示していただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 今年の二月、この一元化の方針を閣議決定いたしました。その線に沿ひまして法案を提出して、今進行しておる最中でございます。さきに、年金関係の一元化の構想を出しまして、国鉄あるいは電電の公営の年金関係の統合、共済の統合をまずやりまして、それから今度は、国民健康保険あるいは国民年金、厚生年金等の一元化を今努力しつつありまして、そしてこの法案を提出いたしました。再来年の六十一年の四月から実施したいと思ひますが、この時期に、同じように共済関係の年金も実行したいと思ひております。

したがって、できるだけ早い時期に共済関係の法案も追って国会の御審議をいただく、そして間に合うように措置したい、そういう形で六十一年の四月から同じように発足させて、七十年を目途にいわゆる大統合の一元化に向かつて進みたい、このように考えております。

○小淵(正)委員 ただいま統合一元化のスケジュールが再度表明されたわけでありまして、このたびの年金制度の統合一元化の中で一番問題にされておるのは、いわゆる一般的に言われておる官民格差の是正、これが最大の焦点だと思ひます。であります。したがって、そういう立場から考えますならば、もちろん官民格差と言われておる中では、年金支給額の算定の問題、受給年齢の問題その他、支給制限の問題等いろいろあります。いずれにいたしましても、そういうかなり社会的にも大きく問題にされておる、こういったものが、すべて統合一元化の中で吸収されて払拭されなければならぬ、かように思ひます。その点について、総理の御見解をお伺いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 この一元化の過程におきましては、おのおの年金の特色をまず生かしつつ、しかも共同基礎部分については同じゅうして

いく、そういうような非常な苦心をした方策として行われるものでございまして、できるだけ各省庁間の垣根を取り除いて、そして合理的な組み合わせを実現してまいりたいと思ひております。

○小淵(正)委員 六十一年四月同時スタートということになりますならば、もう当然、今国会の中に取りまわられて法案を提案されなければならぬ、というスケジュール的な状況にあるのではないかと思ひます。少なくとも、その点のようなお考えをお持ちですか。少なくともこれだけの大きな問題でありますから、当然年金関係については、また次の共済年金の統合問題についてもかなり大きな議論を呼ぶ問題だと思ひますから、そういったことを考えますならば、当然これは今国会、来年度の四月末までの間には成案を得て国会に提出されるようなスケジュールでないと、本当に六十一年四月からの同時スタートということとはかなり難しいのじゃないかという私見のほうもあつたと思いますが、その点に対する御見解をお伺いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 やはり準備に相当な期間を要しますから、今国会中には提案をして御審議願うように努力したいと思ひております。

○小淵(正)委員 ぜひそれは期待するところでありまして、その際ぜひお願いしたいのは、次に出てくる共済年金関係は文部省、大蔵省、それから自治省、それぞれ所管が非常に違うわけでありまして、したがって、この種の非常に非常に大改革になるような大きな問題をそれぞれの所管ごとでいろいろ審議することは、私はやはり年金の統合一元化という立場から考えるならば不合理ではないかという気がいたします。もちろんこれは審議する方、我々立法府の関係でもございまして、法案を一つに取りまわめて提出していただくという、内閣としてもそういう何らかの考え方の中でこの際示されたいことには、本当に真の意味で、継続的な国民年金法案、厚生年金の統合法案、それから最終的な共済年金の統合法案という、本当に年金の統合一元化という一つの立場から見ますなら

ば、そういう一貫した中での論議がさるべきだと思ひますので、そういう点考えますならば、やはり法案自体を、そういう所管を別にして、内閣として新たな角度から問題を絞っていただいて、まとめて提案するべきでないかという考えを持つわけですが、この点に対する総理の御見解をお伺いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 その点につきましては、厚生大臣を年金担当大臣に指定しておりますが、厚生大臣に各省庁との調整を執行していただきたいと思っております。

○小淵(正)委員 今担当大臣が厚生大臣ということになりますが、従来の経緯等から見ますならば、それでは果たしてどうかという感じが若干なしとはしませんが、その点、我々受ける側からもまた新たな問題提起をしていきたいと思ひますので、この問題はこれで終わります。

それで、あと一つ入っていきますが、これは厚生大臣にお尋ねいたしますが、統合一元化をした際には、当然厚生年金と共済年金の財政調整という問題は、どういうふうな考えでおられるのか。やはりこれは次の改正案の中での考え方としては一つの非常に大事な問題でありますので、ここあたりをあいまいにしながら、この統合一元化の問題は議論はできないと思ひます。そういう意味で、現在お持ちである考え方を、ひとつこの問題について、統合一元化の作業の進行状態というところで、申しにくいかもしれませんが、少なくとも担当大臣として、この問題について現在どのような考えをお持ちか、その点をお尋ねいたします。

○吉原政府委員 厚生年金と国民年金につきましては、今回の基礎年金の導入によりまして、財政的な面でも統合一元化がいわば図られたということが言えると思ひます。

その次の問題は、むしろ厚生年金、国民年金ではなしに、共済制度相互間あるいは共済制度と厚生年金、同じサラリーマンといいますが、被用者を対象にする年金制度として、その間のいわば調整をどうするかというものが私は次の課題になるのだらうと思っております。

○小淵(正)委員 だから、その問題をどのようにお考えになっておられるのかということをお尋ねしておるのです。

○吉原政府委員 その問題は、今回の改正案が実施された後の七十年までのスケジュールの間の一環の問題として考えていきたい。今具体的にあるわけではございません。

○小淵(正)委員 それでは、その問題はまた次の機会に譲ることになります。

あと一つ、これもまだこれからの問題ですが、共済年金の改革委員会等が出された意見の中で、職域年金相当部分についてやはり何らかの措置をしないかという点、これは前回の答申でも申し上げましたが、民間で俗に職域年金と言われている企業年金は、民間で退職金の一部を充当して初めて運営されているわけでありまして、この問題を企業年金との関係で議論されることは結構であります。当然その際には、そういう退職金との関係を考えてながら職域年金の問題は議論されなければならないと思ひますから、この点はしかとひとつ、今まだまだ取りまとめ中でありますが、この点についてのもし御見解があればお聞きしたいと思ひます。

○門田政府委員 共済を担当している立場としてお答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたとおりでございますが、職域年金部分、確かに公務員制度として考えるべき部分があるわけですが、これはまた民間における企業年金等の状況、あるいは今おっしゃいました退職金の問題も当然ございまして、その辺を総合勘案しまして、よく勉強していくべき問題だ、かように思っております。

○小淵(正)委員 時間がございませんので、次に進みます。

特例法によりまして、この厚生年金関係を三年間繰り入れを延ばしてしまつたわけですが、先ほど総理としては、今回の予算編成の作業中なのでもう少し時間をかけて、その上ではっきりした結論を出したいというお答えでございましたが、結果的に、前回の委員会での御答弁等を聞いておりますと、六十年度まで一年また延ばすのはやむを得ないという考え方を整理中じやないかと憶測されるわけですが、そうなりますと、ますますそのツケが先の方へ延びていくだけでありまして、ますます国家財政上は問題を大きく残していくことになりかねないと思ひます。そういう意味で、やはり勇断を持ってこの問題のけりをつけるべきだと思ひますが、その点に対する総理の御見解をお尋ねいたします。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、これは前内閣のときに、昭和五十九年度までに赤字公債依存体質から脱却する、そういう意味で五十九という目標は決められたわけでありまして、今のような状況のもとにどういうふうに処理するか、この予算編成の過程において処理してまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 この特例法の中には財政的事情を考慮してということが盛り込まれておりますから、そのようなことで考えますならば、今の我が国の財政状態からいいますれば、これはかなり半永久的な形になってしまふのじやないかという懸念が持たれます。しかも、性格的に考えますならば、これは一種の形を変えた赤字国債と同じだと思ひます。そういう意味では、これは先ほどの御答弁から出ないわけでありまして、それ以上はお尋ねいたしません。意見として、ぜひこれはひとつ、今回限りの措置の中で勇断を持って一つの問題処理をしておかないと、ますます禍根を先に延ばしていくということになりかねない、こういう意味で御意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

次に、あと一つだけですが、この前、党首会談の中で我が佐々木委員長からも総理にお話しされたと思ひますが、俗に言う年金客船と言っている話でございます。

お話を聞きになったと思ひますが、要するに、我が国は海洋国日本でありながら、残念ながら客船は一隻もありません。しかも、現在海洋国と言われているスウェーデン、イギリスその他、そういったいろいろな先進諸国においては三万トンから五万トン、今ごろはもう七万トンなんていう大きなことじやなしに、四、五万トンの豪華客船が建造されて、世界の船旅としていろいろと活用されておられるわけですが、少なくとも我が国は海洋国日本でありながら、残念ながら先進国だと言つて仲間入りしているにかかわらず、この種の船は一隻もございません。したがって、その金ももたしてこの客船を建造して、年金受給者の老後のいろいろな海上の海外旅行、研修その他、いろいろとそういったものに活用し、しかも大事な海外のお客さんその船の中で十分賄える、接待できるような、そういうすばらしいものをつくるべきではないか。その場合に、現在、年金の積立金は、大型保養基地として二百五十億から三百億程度のお金を投資して、全国八カ所程度ですかにしてやられて、そういう計画が進行中でございますが、そういう年金保養基地よりも、まだこの年金客船の方がより年金受給者や国民の皆様方には広く利用され得るという要素を持つておるのじやないか。そういう立場から、問題は、現在四十八兆円という積み立てたお金があるわけでありまして、その中の利子の中の一部だけをそれを充てることによって、この建造は可能でございます。そうして、その建造された中において、あとどういうふうな自主的に運営していくかはそれぞれまたお互いに英知を絞って、少なくとも十分可能でございますから、問題は、政府がそういった新しい視野に立って、角度に立ってこの問題に決断をしていただくことがすばらしいことじやないかと私は思ひます。

て、そういう意味で、ひとつぜひ総理のこの問題に對する積極的な取り組みをお願いしたいと思つてあります。その点お尋ねいたします。

○中曾根内閣総理大臣 これは党首会談のときに佐々木委員長からもお聞きした点で、一つの魅力的な御提案であると思います。ただ、一体これらの運用をどういうふうにするか。相当な管理費もかかるおそれもあり、大事なせつかく掘出していただいたお金でございまして、かりそめにも一銭もむだにしてはならない、そういう考えにも立ちまして、慎重に検討いたすべきものと思つております。

○小沢(正)委員 この問題は、もう三年ほど前からこういうアイデアを出しまして、関係者の皆さん方にお話しすると、ああ、すばらしい話だ、結構ですというところまではいきます。ところが、果たして建物の運営主体をどうするのか、果たしてペイしていくのかどうか、いろいろそういった問題もございまして、それはそれなりにそれぞれの専門家の中で検討していけば、これは問題の解決にはなっていくわけでありまして、要はそういうことで一歩踏み込んで、この問題にかかるといふかという決断の問題だと思つて、そういう意味で、ぜひひとつ総理に對してこれは積極的な取り組みをお願いすることを再度お願いしたいわけでありまして、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 せつかくの御提案でございまして、よく考えてみたいと思つております。

○小沢(正)委員 これをもつて終わります。

○戸井田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 総理には、基本的な問題で幾つかお尋ねをしたいと思つております。

人生八十年というふうになるような状況になつてまいりまして、老後保障に對する国民の要求というのは非常に切実なものがあると思つております。ところが、現実に政府のやつているのを見てまいりますと、昨年老人医療をまた有料にした。それからことしになりまして、前国会では雇

用保険法を改悪いたしましたして、六十五歳以上の人は対象にしない、そういう考え方で、今失対事業から高齢者を排除するというような問題も起こつてくる。そうして今度の年金の改悪で、三割以上の給付枠をカットして、そして倍も三倍も保険料を取つていく。こういうふうな老人に對してやらせていることをずっと眺めていくと、これでは高齢化社会というけれども我々が高齢化した場合本當に安心できないのじゃないか、どなたも不安を感ずるのじゃないかと思つております。

高齢化社会で本當に安心して生活していくためには、医療から年金から住宅から雇用から、いろいろな政策を総合的に実行していく必要があると思つて、真に老後が安心できるような総合的な政策をぜひ進めていく必要があるのじゃないかというのを考えておりますが、総理の基本的な見解をまずお尋ねしたいと思つております。

○中曾根内閣総理大臣 政治は国民生活全般にかかわつておるものでございまして、生老病死全体は非常に大事な問題であります。これらはいずれも合理的にうまく処置して、国民の皆さんに御安心がいただけるようにできるだけ努力してまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 大変抽象的なお答えなんですけれども、具体的に総理が、今私は幾つか非常に具体的後退現象を指摘したわけなんですけれども、お年寄りの皆さんがこれでは不安を感ずると思つて、だから、どうやって安心できるような老後社会をつくらうという点についてはきりしたビジョンなり総合的な政策を明らかにして、それに基づいて強力な施策を進める必要があるのじゃないかというのを尋ねておるのです。

○中曾根内閣総理大臣 この点は共産党の皆さんと我々として一つの考えの違いがあると思つております。つまり、我々は、社会保険という考え方に立つて国民の皆さんのある程度の自由性、選好性というものを考えてやつていきたい。共産党の皆さんは割合に国有、国営論者が多いわけでありまして、国が面倒を見ようということでありまして、それはそれのとおりやると税金が非常に高くなつて、また国民の皆さんが嫌うという情勢になります。最近のスウェーデンや北欧の一部等を見ましても、税金が非常に重いというので、非常に改革が行われつつある状況でもあります。そういう点、どういふふうに調和をさせていただきたいのか、国民の選ぶところを我々は選ばしていただくようにして進めていくべきであらうと思つております。

○小沢(和)委員 今私が聞こうと思つたことをちょっと先取りをされたような答弁もあるのですが、基礎年金という今度の考え方が目玉になつていくわけなんですけれども、これが保険方式に基づいてつくられていく。そうすると、結局のところ、四十年掛金をずっと掛け続けてようやく六十五歳から五万円という水準に到達する。だからこれは一番よくいって五万円なんです。だから掛金がどんどん上がつてきていくという中で、先ほどからお話があつてきたように、もう払い切れないという人が続出してきまして、今後ますますこれは増して、基礎年金とあなた方が言つておられるこの制度自体が本當に崩壊してしまうのではないかと、このことを、私の立場から見ても心配せざるを得ないわけなんです。これは、基礎年金をそういう保険方式でやろうというふうにお考えになつていらっしゃるのじゃないですか。やはり、国や企業の負担というものを重視して、組み立て直す必要があるんじゃないでしょうか。この点いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 やはり、国民の皆様方自体にも御負担をお願い、そして長期的、安定的にこの制度を維持していく必要があると、また世代間の公平という点を考えてみますと、今保険金を負担している皆さんのために長期的、安定的な制度、仕組みを考える必要がある、このように考へて今回の改革をいたしましたのであります。

○小沢(和)委員 今、国民にも負担をというふう

に言われたのですが、私も、スウェーデンなどでやられているように全部、付加給付の方まで事業主が出すようにしろというふうなことを言っているのじゃないのです。土台になる部分を国と企業でやつて、上積みになる部分を、国民年金あるいは厚生年金という形で、今現に積み立ておられるこの社会保険方式でやつたらどうかというふうな提案をしているわけでありまして、国民もそれなりに努力をするという考え方を我々はちつとも否定しているわけじゃないのです。

それで、次に質問を申し上げたいと思つては国の負担の問題なんです。今、金がないということですが、問題になるわけなんですけれども、しかしよく言われますように、軍事費などは毎年七%から、これはもう最優先でふやされていってゐる。そうすると、今世論調査などでもこれは非常に否定的な意見が多いのですけれども、どっちにお金を使ふかという場合、財政が苦しいというのであればあるほど、高齢化社会を本當に安心して迎えられるような方向にこそ思い切つて政府が金を集中していくべきじゃないか。こつちの方は、この前の厚生省との議論でも、下がっていくということをお認めざるを得なかつたのです。厚生省も。だから私は、これは逆だ、こつちの方こそ上げていかなければいけない、下げるようなことで、総理、国民が果たして納得するとお考えでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 給付と負担の公平あるいは長期的安定、世代間の公平性、こういうようなことを考えてみますと、今の改革案が妥当な改革案であると思つております。むしろ、国民から税金という形で集めるというやり方の方は国民は好まないのではないかと、私はそのように考へておるのであります。

○小沢(和)委員 税金という形で集めるということとを私まだ主張しておりません。私が一つの例として挙げたのは、軍備などに七%以上毎年最優先でとつていながら、そつちに使うお金はあつて、これだけ高齢化社会ということが大問題にな

それで、もう一つの企業の負担のことについてお尋ねをしたいと思うのですが、総理は今、我が国の企業の社会保障関係、年金関係の負担という

ねこの三者で費用を負担しているわけでござい
ますけれども、大体その費用負担割合というのが三
分の一ずつ、三者等分の負担割合となっております

いうものの性格が果たして基礎と呼べるような内容になっているのだろうか。まず総理大臣にぜひお尋ねしたいのは、基礎年金というのはナシヨナ

きたいという考えでやっておるのであります、
そういうような理念を持っているということをご
こで重ねて申し上げる次第なのであります。

○審委員 余り返答になっていないように思いますが、あまねく公平であるという考え方に立てば、私は、基礎的部分はすべての国民に均一に保障され、そして上乗せ部分で、ある意味では差をつけていくということがあり方ではないかと思うわけであります。

これに加えてもう一点だけ質問をしたいと思います。今のあまねく公平ということにも関連するのですけれども、現在国民年金に入っている自営業者等については、今回の改正においても二階建て年金の二階部分が一切制度的に保障されていない。これの制度的な創設というものがやはり何らかの形で考えられる必要があるということをこの審議の中でも厚生大臣に申し上げてきたわけですが、これも、この点についての総理大臣としての所見を伺いたいと思えます。

○中曾根内閣総理大臣 その点は将来の検討課題の一つであると考えます。

○菅委員 この大きな二つの問題について、それ以外にもまだたくさん問題点はありますけれども、今回の改正が果たして二十一世紀を見通した改正としてたえ得るものであるかどうか、私どもはかなりの疑問を持っているということを申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○丹羽(雄)委員 議事進行の動議を提出いたします。

ただいま審査を行っております両案について、質疑を終局されんことを望みます。

○村山(富)委員 ただいまの質疑打ち切りの動議について反対をいたします。

反対の理由は、申し上げるまでもございせんが、二％のスライド部分については年内支給ができるように切り離して議決することについては賛成、切り離された本体部分については、百年の大計であり、長期にわたって年金制度を安定化させるためにも、まだまだ慎重審議が必要であり、党派を離れて国民的な立場に立って、疑問点を

は解明し、これから検討すべき課題についても整理をして、十分納得のできるような結論を得るために、慎重審議をすることは国会の任務であり、そういう意味で、私は、質疑打ち切りに対して反対をいたします。

○戸井田委員長 ただいまの丹羽雄哉君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○戸井田委員長 起立多数。よって、両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○戸井田委員長 この際、お諮りいたします。第百一回国会より継続審査となっております多賀谷貞雄君外四名提出の国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。

これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸井田委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。
その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。
本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和五十九年度において年金額等の改定を実施しようとするもので、その主な内容は、

第一に、昭和五十七年度及び昭和五十八年度の累積消費者物価上昇率が五％を超えない場合であっても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

第二に、年金額の改定率は二％とし、厚生年金保険及び船員保険については本年四月から、国民年金については本年五月から、それぞれ実施すること。

第三に、老齢福祉年金の額を月額二万五千六百円に引き上げ、本年六月から実施するとともに、その他の福祉年金の額についても引き上げること。

第四に、特別児童扶養手当の額を、福祉年金に準じて本年六月から改定するとともに、福祉手当の額についても引き上げること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○戸井田委員長 本件について発言を求められておりますので、これを許します。小沢和秋君。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました委員長発議による国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に、反対の意見を申し述べます。

我が党は、物価スライドを行うことはもとより当然と考えていますが、引き上げ率は二％ではなく、この二年間の消費者物価上昇率に見合った四・四％とすべきであると考えます。
年末ぎりぎりになっても、なお年金のスライドが実施されていない原因は、本来別々の法案として提出すべき年金制度の改革部分と物価スライド部分とを政府が一本の法案として提出してきたところにあります。でありますから、我が党は、最も早くから、物価スライド部分や障害者の改善部分は、年金制度改革部分と分離して、早期に実施すべきであると主張してきました。今回、遅きに失した感はあるものの、物価スライドを実施することについては大賛成であります。しかし二％には同意できません。物価が四・四％上昇しているのではありませんか。二％では完全に目減りしております。年金を受けている多くのお年寄りや障害者は、他に収入を得る道はほとんどなく、しかも、大多数の方が三万円以下という低い年金水準のもとにあることを考えるならば、物価スライドの値切りなど断じてなすべきでないと考えます。私は、四・四％の引き上げを内容として、委員長提出法案とされることを強く望みます。

なお、我が党は、今回の分離法案は委員会提出法案としてではなく、賛成会派共同提出の議員立法とすべきであると強く主張してまいりました。それは、第一に、委員会提出法案は委員会審議を省略するのが常でありますから、全会一致の場合でなければ、委員の質疑、修正案提出、討論などの審議権を奪うことになるからであります。第二に、政府提出法案の一部を分離する分離法案の策定によつて、もとの政府案に対する修正案提出権が重大な制約を受けることになるからであります。

日本国憲法下の国会で、初めて行われる政府提出法案の分離が、このような形で行われることはまことに遺憾であります。
委員長の善処を要望して、発言を終わります。

○戸井田委員長 これにて小沢和秋君の発言は終わりました。

これより採決いたします。
お手元に配付いたしております国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○戸井田委員長 起立多数。よって、さよう決し

ました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸井田委員長 国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、先刻終局いたしております。

この際、丹羽雄哉君外一名から、自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合二派共同提案に係る修正案が委員長の手元に提出されており

ます。

提出者より趣旨の説明を求めます。丹羽雄哉君。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽(雄)委員 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、

第一に、昭和五十九年度における年金額等の改定措置について、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案において同様の措置を講ずることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第二に、子のない寡婦の遺族厚生年金に対する月額三万七千五百円の加算について、夫の死亡時

に三十五歳以上である寡婦等が四十歳に達したときから行うものとする。

第三に、三級障害者についての障害厚生年金の額について、その額が月額三万七千五百円に満たないときは三万七千五百円とする。

第四に、遺族の範囲について、被保険者の死亡の当時五十五歳以上であつた夫、父母または祖父母を遺族とするものとし、その者が六十歳に達したときから遺族厚生年金を支給するものとする。

第五に、夫及び妻のいずれもが六十五歳に到達して老齢基礎年金を受給するまでの間における老齢厚生年金の将来の水準について、配偶者加給年金額に特別加算を行うものとし、その加算額は月額一万円とする。

第六に、自営業者等の保険料について、国民年金の費用負担、所得比例制等との関連を考慮の上、今後、総合的に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

第七に、国民年金制度における学生の取り扱いについて、学生の保険料負担能力等を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

第八に、昭和五十九年八月一日から施行するとされていた部分及び同年十月一日から施行するとされていた部分の施行期日について、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からすること等であり、

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○戸井田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○増岡厚生大臣 ただいまの修正案については、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○戸井田委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。谷垣禎一君。

○谷垣委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となっております国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに對して自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合が提出した修正案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意を表するものであります。

我が国の公的年金制度は、今日、社会保障の中心的な制度として国民生活において重要な役割を占めるに至っております。しかしながら、人口構造の高齢化、社会経済環境の変化等により、年金制度のよって立つ基礎そのものにも重大な変化が生じております。

年金制度は国民の老後生活を支える主柱であり、このような社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、我が国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、健全で安定した年金制度の運営を図るために、今日、長期的展望に立った制度全般にわたる早急な見直しが迫られているわけであり、

政府原案は、このような要請にこたえて、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るため、国民共通の基礎年金を導入するとともに、給付と負担の均衡を長期的に確保するための措置を講ずるものであります。

私は、公的年金制度の一元化等の改革の第一段階として、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の再編成を図り、また、基礎年金の導入に伴って障害者の所得保障の大幅な改善を図るなど、今回の政府原案の趣旨については高く評価できるわけであり、

主として次のような諸点について所要の修正を行うことにより、一層の内容の改善が図られるものと考えます。

すなわち、第一は、遺族厚生年金に加算のつく子のない中高齢寡婦の範囲を拡大すること。第二

は、三級障害者の年金の充実を図ること。第三は、遺族厚生年金について遺族の範囲を拡大すること。第四に、将来の老齢厚生年金の水準に關し配偶者加給年金額に特別加算制度を設けること等であり、このほか、自営業者等の保険料、国民年金制度における学生の取り扱いについて今後検討が加えられ、必要な措置が講じられるものとしております。

以上の修正は、本委員会でも十分に審議を重ね、最善の努力を尽くした上での結果であり、基礎年金の導入による制度体系の再編成、給付と負担の適正化等の原則を貫きつつ、さらに、本法案の目的の達成とその円滑な実施に資するものであると考えるものであります。

このように、国民年金法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合提出の修正案は、本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るため重要な意味を持つものであり、私どもといたしましては、この修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これもちまして、私の討論を終わります。

(拍手)

○戸井田委員長 永井孝信君。

○永井委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、政府提出の国民年金法等の一部を改正する法律案並びに修正案に対し、反対の討論を行うものであります。

今日、我が国の人口が急速に高齢化しつつあり、かつ経済が低成長下にあるこのような状況のもとに、高齢化社会における社会保障の根幹をなす年金改革が、緊急的な政治課題であることを否定するものではありません。しかし、問題はどのような観点から改革を行うかということであり、いかなる状況のもとでも安定した年金が確保されるということが肝要であります。言いかえれば、そのために政府、保険者、被保険者間の負担をどのようにするのが最大の課題であります。

同時に、現在の年金制度がばらばらに分立し、制度間に抜きがたい格差を生み、供給に関する調整もなされず、拠出と給付の均衡を欠き、成熟度の高い国鉄共済が破綻するなど混乱を来すに至つた原因と責任は、あげて政府・自民党にあることを強調するものであります。

さて、今回の政府提出の改正案について、次の問題点を強く指摘せざるを得ないのであります。まず、基本姿勢であります。さきの百一特別国会では、政府・自民党が、有史以来の大改悪と言われた健康保険法の審議を促進するが余り、年金法の審議に込せず、国会の終盤になってようやく審議に入り、今国会の冒頭から前例のない審議促進を図るといふ、重要法案に対しての慎重審議の姿勢は全く見られないことであります。年金制度の根幹にかかわる法案でありますだけに、拙速に走ることなく、あくまでも慎重審議に徹すべきであります。

第二の問題は、制度の改正と全く異なる年金給付額に対する物価スライド分二の措置を制度改正案の中に組み込み、それを人質的に扱って改正案成立促進を図ろうとしたことであり、明らかに年金生活者の窮状を無視したことであります。

第三の問題は、制度審の建議の取り扱い方であります。昭和五十二年十二月に内閣直属の社会保障制度審議会、ちなみに構成は学者、各党立法経験者、労働団体、日経連、大蔵省、厚生省の次官などで構成しておるのでありますが、その建議である「皆年金体制下の新年金体系」にうたつてゐる、基本年金を導入し、最低保障制度の確立とその財源を税方式に求めていることを無視し、形をとつて内容は似て非なるものになっているわけでありです。

特に、基礎年金に社会保険方式を取り入れ、四十年九々掛けて最高五万円という国際的にも例のない制度を取り入れながら、厚生年金被保険者本人が保険料を納め、無業の妻が年金給付を受けるという、保険方式のルールを無視した制度となっています。

無業の妻は一千百万人と言われていますが、この人々の夫婦関係、雇用関係の変動は、離婚の増大、共働き、パートの激増など非常に激しい事態にあります。結果として、無業の妻は無政府状態に置かれ、婦人の年金権を放棄せざるを得ない人が激増するのではないかと思われます。

結局、我が党の基本年金構想のように、税方式で単身六万円、夫婦十万円の均一的最低保障年金という、国際的な立法例によるほかにないことは明白であり、政府案は絶対に了承できません。(拍手)

よつて、既に我が党が修正方針として提起している次の諸点について、原案を具体的に修正すべきであると考へます。

まず、その第一は、既に申し上げましたように、財源は、被保険者に大きな負担増となる社会保険方式によらず、目的税として税方式を取り入れ、基本年金基金を特別会計として独立させるべきであります。

その二つは、基礎年金ではなく、基本年金として最低保障方式を確立すべきであり、単身者六万、夫婦十万とすべきであります。

その三つ目は、厚生年金給付開始年齢は、雇用の現状から見て、定年と年金給付は絶対に連動させるべきであり、政府改正案に明示している将来の六十五歳開始は削除し、現行どおりを堅持すべきであります。

第四には、国庫負担については、社会保障の理念を喪失することのないように措置すべきであり、被保険者に負担を増大させることは避けるべきであります。国庫負担の減額は断じて認めることはできません。

第五番目には、一人一年金の原則に立つた婦人の年金権の確立を図るとともに、年金改革の一環として、児童手当、児童扶養手当、特別児童手当並びに障害年金、障害者福祉年金などの改善を、我が党の要求に基づいて改善すべきであります。以上、大要を述べましたが、当面、緊急課題である厚生年金、国民年金などの二の物価スライド

分を改正案から切り離し、年内支給を可能とし、本法にかかわる分はさらに慎重審議すべきであります。

このことを申し上げて、以上、反対の討論いたします。(拍手)

○戸井田委員長 森本晃司君。

○森本委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、修正部分賛成、修正部分を除く原案反対の立場から、討論を行います。

基礎年金導入の構想は、既に我が党が昭和五十一年に打ち出した福祉社会トータルプランにおいて、国民基本年金の導入を提唱したこととその大枠においては一致するものであります。その意味においては、政府が基礎年金の導入に踏み切ったことは評価するものであります。

しかし、残念ながら、その内容は、無年金者をなくし、すべての国民が健康で文化的な最低生活を営むための恒久的な年金制度を確立するといふ、基礎年金導入の基本理念が十分に生かされておらず、言いがたい内容のものであると言わざるを得ないのであります。

すなわち、政府原案は、四十年間拠出を続けた場合の基礎年金額を、生活保護基準や老人の必需的生計費にも満たない額に設定しているほか、老齢福祉年金受給者に基礎年金導入のメリットを全く与えていないこと、保険料の滞納等によって年金の受給資格が欠落している者に対する救済措置が講じられていないこと、さらには、国庫負担を現行制度に比して大幅に切り下げての反面、基礎年金の定額保険料が高額に過ぎる国民の負担にたえ得ないこと等、公正であるべき基礎年金の趣旨に沿わない内容となつておるのであります。

申すまでもなく、昭和四十年代前半から沸き上がった年金改革の論議の発端は、無年金者をなくし、あめ玉年金と言われた老齢福祉年金などを初め各種公的年金の水準を、何とかして最低生活が維持できる程度にまで年金水準を引き上げたいと

いうことであったのであります。そのためには、各制度間の不平等をなくし、重復、過剰給付もななくして、公平で公正な年金制度に改め、これを国民全体で支えていこうではないかということ、既に十数年にわたつて論議が続けられてきたわけでありです。

従前の国民年金が、こうした国民の念願を達成し得なかつた最大の理由は、保険料が高過ぎて国民がその負担にたえ得なかつたからであります。このことは、本年三月末における保険料免除者の数が三百九万人、すなわち、国民年金の強制被保険者の六人に一人が保険料を払えないという状態を見れば明らかであります。このほか、免除手続もしいないで保険料を滞納している人たちが数知れずいるのであります。本来、社会保障制度によつて救済されなければならないこうした人たちが、その保険料の負担にたえかねて脱落し、十分な保障が受けられないような制度は、公正な社会保障制度とは言えません。

私も公明党・国民会議は、以上の趣旨に基づき、去る十二月六日、十六項目にわたる修正を要求いたしました。これら我が党の主張に対し政府・自民党においても理解を示され、かなりの部分については法案修正の運びとなりましたことについては高く評価するものであります。が、なお、基本年金額の水準の問題と、これに関連して国庫負担及び保険料負担のあり方の問題、さらには、老齢福祉年金の引き上げや保険料滞納等による年金権欠落者の救済の問題等、基礎年金が将来にわたつて、国民年金法第一条の趣旨に照らして真に国民の基礎年金として十分機能するために、解決しなければならぬ問題が残つてしまつたことは甚だ残念でなりません。

基礎年金導入の構想は、もともと我が党が国民基本年金として提唱し推進してきたものであります。これを導入するに当たつての基本理念が十分生かされないうまま、原案に賛成することはできません。まことに残念ではありますが、修正案には賛成

するものの、本改正原案に対し反対の意思を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○戸井田委員長 塩田晋君。

○塩田委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く政府原案に、賛成の討論を行うものであります。

御承知のとおり、我が国の平均寿命は予測を上回る伸びを示し、いわゆる人生五十年時代から人生八十年時代へと大きく移行しつつあります。老後は平均で二十年以上となり、今日、長くなる老後をいかに過ごすかが国民各層の重大な関心事となっており、老後生活を第二の人生にふさわしく豊かに、生きがいと満ちた生活とするには、その経済的基盤が万全でなければなりません。

老後生活を支える所得保障の最大の柱は、何といても公的年金制度であります。しかし、公的年金制度は、いわゆる官民格差、給付と負担の不均衡など多くの問題を抱えていると同時に、制度が多岐に分立しているがゆえに、国鉄共済の例のごとく個別制度ごとに財政が破綻することにもなりかねず、苦勞して保険料を納めても、年金が本当にもらえるのかという不安を国民に与えていることは否めない事実であります。それゆえ、老後の給付を支える現役の働く人々の保険料負担がたえがたいものにならないようにするとともに、給付内容については、生活の基盤を支える適正なものとするににより、将来にわたり財政の破綻を招かないようにする必要があります。かくて、国民が信頼できる年金制度確立に向けての抜本改正が急がれてきたのであります。

民社党は他党に先駆け、基礎年金の創設と所得比例型年金の二階建て年金制度体系に改めるナン・ナル・ミニマム・プランを提唱してまいりました。基礎年金構想は、社会保険審議会や社会保障制度審議会でも論議され、その創設は国民合意となり、臨時行政調査会においても、五十七年七月の答申で、「全国民を基礎とする統一制度によ

り、基礎的年金を公平に国民に保障することを目指し」としながら、段階的に制度を統合することを明記しております。

今回の政府案は、こうした論議や答申を踏まえ、世代間の給付と負担の適正化を通じ、長期的制度運営の安定強化を確保するため、基礎年金制度の確立とそれによる女性の年金権の確立、障害者に対する障害年金の大幅改善等を中核とし、激変緩和の措置を含んで制度の抜本改正を行うものであり、その改正の骨格について我が党は基本的に評価するものであります。

しかし、今回の改正は、まさに制度の抜本改正であるため、個別には多くの問題点もあり、その修正を求めてまいりました。特に老齢、遺族、障害の三つの年金給付水準について重点的に法案修正の実現に努力してまいりましたが、このいずれもが修正されることになったのであります。

まず、老齢厚生年金については、政府原案は、基礎年金を六十五歳から支給することになっており、夫婦ともに六十五歳に達していれば、夫婦合算して成熟期に月額十萬円の基礎年金が受給できます。しかし、夫が六十五歳に達しても妻は平均で六十歳前後であり、その場合、厚生年金の加給年金として月額一萬五千円の年金しか受け取れないこととなります。我々はこの段差を是正するよう強く求めてまいりましたが、その結果、妻が六十五歳になるまでの老齢年金は、加給年金月額一萬五千円に加え月額一萬円の特別加算を行い、妻が六十五歳になるまでは夫婦で月額七萬五千円となるよう修正されました。

第二は、厚生遺族年金であります。政府原案は、子持ち寡婦に対しては手厚い給付を行うことにしており、この点は評価いたします。問題は子なし寡婦であります。政府原案によれば、子なし寡婦の場合、四十歳以上と四十歳未満に大幅な段差をつけておりました。例えば、標準報酬月額が二十萬円の寡婦、四十歳以上の寡婦の年金額は月額六萬五千円であるが、四十歳未満の者の年金額は月額二萬八千円となり、このような大幅な格

差を設けることは極めて不合理であります。これについては、我々の修正要求によって、夫の死亡時に三十五歳以上であった寡婦に対しては、四十歳以降月額三萬七千五百円を加算するよう修正されたことは、大いなる前進であると考えます。

第三は、三級障害厚生年金の給付水準であります。政府原案によれば、障害三級の給付水準は、標準報酬月額が十萬円の場合、現行が月額五萬一千円であるのに対し、政府原案では急激に年金水準が低下することになります。急激な給付水準の低下は可能な限り避けようとの民社党の修正要求によりまして、三級障害厚生年金については月額三萬七千五百円の最低保障制度が設けられ、かなり改善されることになりました。私としては、最低保障水準の水準になお不満が残りますが、政府原案より改善したことは事実でありますので、これを受け入れる立場をとるものであります。

以上のとおり、我が党の修正要求のうち特に重点とした三項目につき法案修正が明確になされたので、今後の参議院の審議において、第三種の期間計算の特例廃止における緩和措置、女子の保険料率の引き上げ幅の経過措置についても修正されることを期待いたします。

さらに、附帯決議において、今後の検討課題とされます基礎年金の水準、無年金者対策、老齢福祉年金等の引き上げ、五人未満事業所の適用拡大、在職老齢年金のあり方、年金の毎月払い、国民年金通算、年金積立金の管理運用について、国民の期待にこたえた改善検討がなされるよう強く要求いたします。

最後に、本法案は年金統合の第一段階であり、共済年金の改正なくして統合一元化は実現できません。したがって、いわゆる官民格差の是正、激変緩和の措置を基調として、本法案で創設される基礎年金を共済年金にも創設することを核とした共済年金法の改正を早急に国会に提出するよう特に強調いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○戸井田委員長 梅田勝君。

○梅田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、国民年金法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合共同提案による同法修正案に対し、反対の討論を行います。

まず、私は、討論に先立ち、年金法案が今採決されようとしていることに對し、嚴重に抗議するものであります。

今回の法案のねらいは、軍拡、国民犠牲の臨調路線に基づいて行われてきた老人医療の有料化、健康保険法改悪に続く第三弾の福祉切り捨ての攻撃であり、また、欺瞞的な年金財政危機論で、国民に犠牲を強いる改悪を強行しようとすることは明白であります。

まさに、政府案は、二十一世紀の遠い将来にわたる年金制度の大改悪であり、すべての国民の利害にかかわる内容でありながら、今国会におきましては、その国民的合意を得るための慎重審議が十分やらねば質疑が打ち切られたのであります。我が党は、毎年行方不明の物価スライドは本家から分離し、物価上昇率に見合う四・四％の実施を直ちにを行うこと、残る制度改悪部分については、政府が撤回し、国民の納得のいく抜本的改善案を出し直すことを強く主張してまいりました。ところが、スライド部分をテコにして、本体部分まで、十分審議が尽くされないままに同時採決されることは、極めて遺憾であり、断固として抗議するものであります。

さて、本法案に対する反対理由は、まず第一に、本法案は年金水準を三割以上も切り下げながら、他方、保険料は二倍から三倍にわたって大幅に引き上げるといふ驚くべき改悪であるということであり、現在でさえ高い保険料が払えない人々がたくさんあるのに、このような高額保険料の強制は、新たな無年金者、低年金者を大量につくり出すこととは明白であります。

第二に、高齢化社会に對応するといながら、高齢者の雇用実態を無視して、年金の支給開始年

年齢を繰り下げ、将来は老齢年金支給をすべて六十五歳からに統一しようとしていることである。

第三に、また、婦人の年金権も、政府が確立したと宣伝しているにもかかわらず、極めて欠陥の多いものになっております。

第四に、障害年金につきましては、一定の制度改善も含まれておりますが、給付水準は手直し程度にとどめられ、また福祉手当の打ち切りなど障害者の自立にとって新たな脅威を生み出していることは許せません。

第五に、本案は、年金財源への国の負担を大幅に削減し、大企業の負担を国際水準以下に放置しようとする点であります。

本案によりまずと国の負担割合は毎年軽くなり、我が党の試算では、三十五年先には約四兆円にも達する削減となるものであります。高齢化社会を迎えるに当たり、社会保障に対する財源確保に努めるべき政府が、その責任を放棄し、逆に国の負担を減らし、大企業の負担を低いまに放置するのでは、年金制度の改善など望むことはできないのであります。

最後の理由は、政府は、年金財政再計算を根拠に、将来の高齢化社会において年金財政が破綻することを今回の改正の大きな理由にしておりますが、我が党の質疑の中で明らかにしたように、この主張は、我が国経済の成長、GNPの伸びを年金財政に正当に反映しない計算に基づくものであり、全くの欺瞞であるということでもあります。

以上、本案は、軍備拡大、福祉切り捨ての臨調路線に基づき、公的年金制度に対する国の責任を大幅に後退させ、社会保障制度をこれまでより一層、低福祉、高負担の制度に変えようとするものであり、我が党は断じて認めることはできません。

また、修正案につきましては、ごく限られた部分的改善にとどまり、政府原案の大改悪の骨格を変えないものでありますから、修正の名に値しないものであり、原案とともに反対であります。

最後に、我が党は、六十歳になればだれでも夫婦十萬円の年金が受けられる最低保障年金制度の確立を目指して奮闘することを表明いたしますし、私の反対討論を終わります。(拍手)

○戸井田委員長 菅直人君。

○菅委員 私は、社会民主連合を代表して、たゞいま議題となっております国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、修正案及び原案ともに反対の立場で、討論を行います。

急激な高齢化社会を迎えて、現時点において年金制度の改革が必要であるということについては、我々としても全く同感であります。また、今回の改正案で提案されている基礎年金の上に二階建て年金を設けるという構想については、基本的には賛成であります。

しかし、今回の改正案は、その内容において大きな欠陥があり、また修正案についても、六十五歳未満の妻に対する加給年金の増額や、子なし寡婦の遺族年金の条件緩和など部分的には評価すべき点もありますが、全体としては極めて不十分であって、賛成するには至らない内容であります。

その第一点は、今回の改正が二階建て年金といながら、実際には一階建てと二階建ての併存であるということであり、すなわち、現在の国民年金に加入している自営業者等については基礎年金のみであって、二階部分が存在しないということでもあります。この点について、二階部分の創設を修正案の中に明記することを我が党は強く求めてまいりました。しかし、修正案では、国民年金の保険料のあり方、費用負担についての検討は明記されることになりましたが、二階建て部分の創設は明記されるに至っておりません。この点極めて不満足であり、参議院での修正を期待するものであります。

さらに、第二点としては、我が党が主張した無年金者の救済にもつながる二十五歳の資格期間の見直しについても、その方向が全く示されておりません。加えて、基礎年金についても、共通年金の性格は備えていても、全国民に対する最低の定

額保障には必ずしもなっており、ナショナルミニマムとしては不完全な形になっているという点です。

こうした重大な点について、今回の改正は大きな欠陥を含んでおり、その修正についても満足すべきものではなく、修正案及び原案ともに反対であることを再度表明をし、討論を終わります。(拍手)

○戸井田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○戸井田委員長 これより採決に入ります。第百一回国会内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、丹羽雄哉君外一名提出の修正案について本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸井田委員長 起立多数。よって、丹羽雄哉君外一名提出の修正案は可決いたしました。(拍手)

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸井田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

○戸井田委員長 この際、稲垣実男君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合五派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。塩田晋君。

○塩田委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合を代表いたします。

まして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 今後における基礎年金の水準については、社会経済情勢の推移、世帯の類型を踏まえ、かつ、費用負担のあり方との関連を含め、その改善について検討すること。

二 無年金者の問題については、今後とも更に制度・運用の両面において検討を加え、無年金者が生ずることのないよう努力すること。

三 老齢福祉年金については、老後の生活実態等を踏まえて、今後ともその充実を図るとともに、その所得制限についても改善を図ること。

四 第三種被保険者については、その適用を円滑に行うとともに、被保険者期間の扱いについては、坑内員・船員の労働の特殊性に対する配慮と公的年金制度における公平の原則との均衡を十分に考慮して、その具体的な方策につき早急に検討すること。

五 法人以外の非適用業種及び五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用について、業種の拡大及び任意包括制度の計画的推進につき検討し、必要な措置を講ずること。

六 在職老齢年金については、高齢者の雇用、賃金体系との関係等を勘案して、事務処理の円滑な実施にも配慮しつつ、合理的な方策を検討すること。

七 年金の支払回数については、毎月支払を実施することにつき、事務処理体制等の整備を図りつつ検討すること。

八 在外邦人、在日外国人の年金保障の充実に

ついて検討を加えるとともに、年金通算協定の締結の推進に努めること。

九年金積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、保険料拠出者の代表を運営に参加させるなど民主的な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

稲垣実男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸井田委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増岡厚生大臣。

○増岡國務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○戸井田委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸井田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に

関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を「四十六万八千八百円」に、「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十九万九千六百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十八条中「一万五千五百円」を「一万八千八百円」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して、附則

第四条の規定は昭和五十九年四月一日（国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日）から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七

七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金

法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二

条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による年金たる保険給付、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度

の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月

（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）以下この条において「法律第八十二号」という。附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたもの

とみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数」とあるのは「前年度」の物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九十二号）附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九十二号）附則第四条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四号）附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法

律第九十九号)附則第十三項
五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十條の二

理由

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び抛出国民年金について昭和五十九年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の前の見出し及び同条を削る。

第二条中「国民年金法」の下に「昭和三十四年法律第四百四十一号」を加え、同条を第一条とし、同条に見出しとして「（国民年金法の一部改正）」を付する。

第三条を第二条とする。

第四条のうち第五十条第二項の改正規定中「前二項」を「第一項及び第二項」に改める。

第四條のうち第五十條第二項を同条第三項とする改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四条のうち第五十條第一項の次に一項を加える改正規定中「次の一項」を「次の二項」に改める。

第四條中第五十條の次に一條を加える改正規定の前に次のように加える。

障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が四十五万円に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その額を四十五万円とする。

第四条のうち第五十七条の改正規定中「改める」を「改め、同条に次のただし書を加える」に改める。

第四條中第四節の節名を改める改正規定の前に次のように加える。

ただし、その額が九十万円に満たないときは、九十万円とする。

第四條のうち第五十九條第一項第一号の改正規定中「であるか」を「六十歳以上であるか」に、「であること」を「五十五歳以上であること」に改める。

第四條のうち第六十二條の改正規定のうち同条第一項中「妻が」を「妻であつて」に、「四十歳以上六十五歳未満であつたときは、その者が六十五歳

に達するまでの間」を「三十五歳以上六十五歳未満であつたもの又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年

するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八

号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満であるときは」に改める。

第四條のうち第六十二條の改正規定中同條第二項を次のように改める。

2 前項の加算を開始すべき事由又は同項の加

算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行ふ。

第四十条中第六十五条の二を削る改正規定を次のように改める。

第六十五条の二を次のように改める。

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。

第四條を第三條とし、第五條を第四條とする。
第六條のうち第三十條ノ二の改正規定中同條第
一項に次のただし書を加える。

但シ当該傷病手当金ト同一ノ疾病又ハ負傷及

之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年
金ガ支給セラルル間ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條のうち第三十條ノ二の改正規定中同條第
一項を次のように改める。

職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病に因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルトキハ

之ヲ支給セズ但シ当該障害年金ノ額（当該障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ当該障害年金ノ額ト当該

障害厚生年金ノ額（当該障害厚生年金卜同一支給事由ニ基キ国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ニ依ル障害基礎年金ガ支

給セラルルトキハ當該障害厚生年金ノ額ト當該障害基礎年金ノ額トノ合算額トノ合算額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ當

該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第六條のうち第三十條ノ二の改正規定中同條に

職務外ノ事由ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病
又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害

ニ付厚生年金保險法ニ依ル障害厚生年金が支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害厚生年金ノ額(当該障害厚生年金ト同一ノ支

ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）ニ付命

令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該病
手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給
ス

傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ
発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害手当金又ハ
厚生年金保険法ニ依ル障害手当金が支給セラ

ルルトキハ当該障害手当金又ハ当該厚生年金
保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル日ヨ
リ其ノ日以後当該傷病手当金ガ支給セラルル

トスル場合ノ当該傷病手当金ノ額ノ合計額ガ
当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依

ル障害手当金ノ額(当該障害ニ付障害手当金及厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル場合ニ於テハ其ノ合算額以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ達スルニ至ル日迄ノ間之ヲ支給セズ但シ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ニ達スルニ至リタル日ニ於テ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第六六条中第六十二条ノ三の改正規定を次のように改める。

第六十二条ノ三第一項中「又ハ第二十条を削る。

第六六条のうち附則第十四項の改正規定中「(昭和三十四年法律第百四十一号)を削り、「第一条」を「第一条」に改め、同条を第五条とする。

第七六条のうち附則第四条に一項を加える改正規定中「第七条」を「第六条」に改める。

第七七条のうち附則第五条第一項の改正規定中「第四条」を「第三条」に改める。

第七七条のうち附則第五条第二項の改正規定中「第四条」を「第三条」に改める。

第七七条を第六条とする。

第八八条のうち第四条の改正規定中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「及び」「三万七千七百円」を「三万八千四百円」にを削る。

第八八条中第十八条の改正規定を削る。

第八八条を第七条とする。

附則第一条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第三条」を「第二条」に、「及び第五条」を、「第三集中厚生年金保険法第五条の改正規定及び第四条」に、「及び第九十一条」を、「第九十一条及び第百十七条」に、「昭和五十九年八月一日」を「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「第三条」を「第二条」に、「第三号」を「前号」に、「第五条」を「第四条」に、「第百四条 第百六条及び第百三十二

条を「第百三条、第百五条及び第百三十一条」に改め、同条を同条第二号とし、同条第六号中「附則第九十六条第一項」を「附則第九十五条第一項」に改め、同条を同条第三号とする。

附則第三号及び第四号を次のように改める。
(自営業者等の保険料)

第三条 自営業者等の保険料については、国民年金の費用負担、所得比例制等との関連を考慮のうえ、今後、総合的に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

(学生の取扱)

第四条 国民年金制度における学生の取扱については、学生の保険料負担能力等を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

附則第五号中「第二条の」を「第一条の」に、「第四条の」を「第三条の」に、「第六条の」を「第五条の」に改める。

附則第十一号第五項及び第六項中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第三十二号第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同項の表中「附則第九号」を「附則第八号」に、「第一条」を「第一条」に、「第七号」を「第六号」に改める。

附則第三十四号第五項中「第二条」を「第一条」に改める。

附則第三十九号の前の見出し及び同条第一項中「第三条」を「第二条」に改める。

附則第四十号中「昭和五十九年八月一日」を「附則第一条第一号(第二号中厚生年金保険法第四十七号第二項の改正規定に係る部分に限る)に規定する政令で定める日」に、「第三条」を「第一条」に改める。

附則第四十七号第一項中「附則第百三十五号」を「附則第百三十四号」に、「附則第百三十九号」を「附則第百三十八号」に改める。

附則第四十八号第三項中「第四条」を「第三条」に、「第六条」を「第五条」に改め、同条第七項中「及び第四十七号の第三項」を、「第四十七号の第三

二項及び第五十五号第二項」に改める。
附則第五十二号中「法律第九十二号」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)」に改める。

附則第五十四号(見出しを含む)中「年金たる保険給付」を「保険給付」に改め、第六号を第九号とし、同号の前の二号を加える。

八 老齢厚生年金の額のうち附則第六十号第二項に規定する加算額 同項

附則第五十四号中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前の二号を加える。

四 障害手当金の額のうち新厚生年金保険法第五十七号ただし書に規定する額 同条ただし書

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二万四千円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四万八千円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七万二千元
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	九万六千元
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十二万円

附則第六十三号第二項の表中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第七十二号に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十九号第一項に規定する遺族に対する遺族厚生年金の失権については、旧厚生年金保険法第六十三号第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「別表第一に定める一級又は二級の」とあるのは「障害等級の一級又は二級に該当する」と、「六十歳とあるのは「五十五歳」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十九号第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母が遺族厚生年金の受給権

附則第五十四号中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 障害厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第五十号第三項に規定する額 同項

附則第五十六号第四項中「第二条」を「第一条」に改める。

附則第六十号に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、新厚生年金保険法第四十四号第二項(同法附則第九号第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、同法第四十四号第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二万四千円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四万八千円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七万二千元
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	九万六千元
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十二万円

取得した当該時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある間は、その者については、同法第六十五号の二の規定は適用しない。

附則第七十三号中「であつて、その権利を取得した当該四十歳以上であつたものに限る。」が、六十五歳以上であるときを「に限る。」が、その権利を取得した当該六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したとき」に改め、同条に次の一項を加える。
2 新厚生年金保険法第六十二号第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権

者が六十五歳に達した場合における前項の規定による年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

附則第七十四号第四項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則第七十八号第二項の表中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第八十六号第一項中「附則第七七条」を「附則第八六条」に改め、同条第二項の表中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第八十七号第三項の表中「第四条」を「第三条」に、「附則第九十号」を「附則第九九号」に改め、同条に次の一項を加える。

11 旧船員保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による障害について第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた同法による障害年金を受けることができる場合又は同法による職務外の事由による障害手当金を受けることができた場合(第九項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた同法による職務外の事由による障害手当金を受けたことができる場合を含む)における当該傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

附則第九十一号の見出し中「第五条」を「第四条」に改め、同条中「昭和五十九年八月一日」を「附則第一条第一号(第四号中船員保険法第四十号の改正規定に係る部分に限る)に規定する政令で定める日」に、「第五条」を「第四条」に改める。

附則第九十四号の前の見出し及び同条を削り、附則第九十五号中「第八号」を「第七号」に、「附則第九十九号」を「附則第九十八号」に改め、同条を附則第九十四号とし、同条の前の見出しとして「(第七号の規定の施行に伴う経過措置)」を付する。

附則第九十六号を附則第九十五号とする。
附則第九十七号第一項中「第八号」を「第七号」に、「附則第九十九号」を「附則第九十八号」に改め、同条第二項中「附則第九十五号」を「附則第九

附則第九十八号

十四条」に改め、同条を附則第九十六条とする。

附則第九十八条を附則第九十七条とする。

附則第九十九条中「附則第九十七条第一項」を「附則第九十六条第一項」に改め、同条を附則第九十八條とする。

附則第一百条を附則第九十九条とし、附則第一百一条から第七七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第九十八條のうち附則第十五条に一項を加える改正規定中「附則第九十八條」を「附則第九十七條」に改める。

附則第九十八條を附則第九十七條とし、附則第九十九條を附則第九十八條とし、附則第一百条を附則第九十九條とする。

附則第一百一条のうち附則第三十五條の改正規定中「同法第四條」を「同法第三條」に改める。

附則第一百一条のうち附則第三十五條に一項を加える改正規定中「第六條」を「第五條」に改める。

附則第一百一条を附則第一百十條とする。

附則第一百二條のうち附則第六十三條の改正規定中「第四條」を「第三條」に、「附則第七十三條」を「附則第七十三條第一項」に改める。

附則第一百二條を附則第一百十一條とする。

附則第一百十三條中第十三條第二號の改正規定を削る。

附則第一百十三條中第五十七條ノ三の改正規定を次のように改める。

第五十八條第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「額ニ付」を「額(当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法(昭和三十四年法律第四十一號)ニ依ル障害基礎年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額)ニ付」に改める。

附則第一百十三條を附則第一百十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第一百十三條 健康保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による障害について附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるも

のとされた第三條の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金を受けることができる場合における当該傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

附則第十四條を削る。

附則第十五條中「昭和二十二年法律第五十號」を削り、同條のうち第五十九條第六項の改正規定中「第二條」を「第一條」に改める。

附則第十五條を附則第十四條とする。

附則第十六條第二項中「第四條」を「第三條」に改め、同條を附則第十五條とする。

附則第十七條第四項中「第二十二の三第三項」を「第二十一の三第三項」に改め、同條第五項中「附則第十七條第一項」を「附則第十六條第一項」に改め、同條第六項中「附則第十七條第四項」を「附則第十六條第四項」に改め、同條を附則第十六條とする。

附則第十八條を附則第十七條とする。

附則第十九條のうち附則第十一項の改正規定中「第二條」を「第一條」に改め、同條を附則第十八條とする。

附則第二十條を附則第十九條とし、附則第二十一條から第二十五條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十六條のうち第四條第四項第二號の改正規定中「第二條」を「第一條」に改める。

附則第二十六條を附則第二十五條とし、附則第二十七條を附則第二十六條とする。

附則第二十八條のうち附則第五條の三第四項の改正規定中「第一條」を「第二條」に改める。

附則第二十八條を附則第二十七條とし、附則第二十九條から第三十一條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第三十二條中「昭和五十九年法律第七號」を「昭和五十九年法律第七十七號」に改め、同條のうち附則第十條第一項の改正規定中「附則第十條第一項」を「附則第十一條第一項」に改める。

附則第三十二條のうち附則第十一條の改正規定中「附則第三十二條」を「附則第三十一條」に改め、同條を附則第三十二條とする。

附則第三十三條を附則第三十二條とし、附則第三十四條のうち第二十四條第三項の改正規定中「第四條」を「第三條」に改める。

附則第三十四條を附則第三十三條とする。

附則第三十五條のうち第二條第一項第三號の改正規定中「第四條」を「第三條」に改める。

附則第三十五條のうち第六條を「第五條」に改める。

附則第三十六條から第三十八條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第三十九條のうち第二條第一項第三號の改正規定中「第四條」を「第三條」に改める。

附則第三十九條のうち第三百三十七條第一項第一號の改正規定中「第六條」を「第五條」に改める。

附則第三十九條を附則第三十八條とし、附則第四十條から第四十八條までを一条ずつ繰り上げる。

附則第四十九條のうち附則第二十三條第二項の改正規定中「第四條」を「第三條」に改める。

附則第四十九條のうち附則第二十九條第一項第二號の改正規定中「第六條」を「第五條」に改める。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

本修正の結果必要とする経費は、制度改正部分について施行初年度においては、約十三億円(昭和五十九年度ベース給付費。以下同じ)。恒常時においては、約四千億円と見込まれている。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

附則第四十九條を附則第四十八條とし、附則第五十條を附則第四十九條とする。

第百一回国会社会労働委員会議録附録中正誤四五ページ一段、會議録第三十四號(その一)の正誤表中、行の欄「八」は「末八」の誤り。

昭和六十年一月八日印刷

昭和六十年一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C